

統計研究参考資料

No. 86

イギリスにおけるビジネス・レジスターについて

—Inter-Departmental Business Registerの制度と運用—

2004年 10月

法政大学日本統計研究所

Japan Statistics Research Institute

Hosei University

はじめに

第二次世界大戦後の政府統計のあり方を最も象徴的に特徴づけるものとして、母集団概念を媒介にした個々の統計調査の体系化があげられる。これは一方で、悉皆調査以外の調査についてそれらを単なる一部調査として調査対象から得られた限りでの意味しか持たないいわば事例調査的性格のものから、乗率によって母集団の規模にまで復元することで調査対象として選ばれていないものまでも含めた全体に関する平均値や比率といった分布情報を提供しうるものへと、調査そのものの性格を質的に変化させた。それは同時に他方では、近代統計調査の成立以来それまで統計調査の代表的な形態として政府統計の中枢に位置づけられてきた悉皆調査のあり方にも反作用を及ぼすことになった。すなわち、悉皆調査には、分布あるいは構造情報の提供という調査本来の役割に加えて、標本調査実施のための枠組み（サンプリング・フレーム）の提供という新たな役割が付加されることになったのである。

母集団概念を媒介にして、いわゆるセンサスとして実施される悉皆調査と標本調査とが有機的に連携することで、速報統計としての社会的役割を付与された月次あるいは四半期ベースで実施される小規模標本調査が完全失業率や物価さらには消費動向といった経済の動態現象を反映する最新の数値をしかも母集団特性値の推定値として継続的に提供し続けることが技術的に可能となった。その意味では、悉皆調査が母集団情報を提供することが、速報統計として実施される標本調査に対して、母集団を特徴づける指標提供装置としての資格を付与したといっても過言ではない。

センサスがこのような統計体系上の位置づけを持つことから、センサスの実施にあたっては、単に該当する調査客体の悉皆的数え上げによる全体の構造把握だけでなく、標本調査実施のためのフレームの整備という役割を果たすことを求められてきた。わが国では、国勢調査実施のために設定される調査区は、世帯を抽出単位とする多くの標本調査の標本抽出に使用され、他方、企業等を報告単位とする各種の標本調査の実施に際しては、企業・事業所統計調査の実施にあわせて整備される企業・事業所名簿が標本調査実施に際しての標本抽出に用いられてきた。

人口センサスや企業・事業所センサスは、これまで調査員による調査客体（報告者）の数え上げ（enumeration）として実施されてきた。ところが近年、社会の変化など調査実施をめぐる環境の悪化からその把握度（回答率）が低下し、調査結果の代表性に疑念が持たれるなどの問題が表面化してきた。これを受けて、1990年代以降、各国でセンサスの把握精度の改善に向けて様々な取り組みが行われてきた。

まず人口センサスについては、北欧諸国やオランダが相次いで調査によらず既存の各種業務登録情報のマッチングによりセンサス情報を把握するレジスター・ベースの統計作成に移行し、ドイツも、enumeration方式での国勢調査実施の違憲判決を受けて、レジスタ

一・ベースでの人口センサスへの移行を余儀なくされている。他方、英米では調査員による **enumeration** の結果を大規模標本調査によって補正することでより正確な人口の推計値を獲得するという **One Number Census** の試みを実施した。さらにフランスでも、大規模な標本調査を毎年調査地点を巡回実施することで悉皆把握に代替するといういわばローリング・センサスがいよいよ実施に向けての最終段階に入りつつある。

他方、企業・事業所を対象とする経済センサスについても、製造業からサービス業へと産業構造が転換を遂げる中、その事業活動そのものが目に留まりにくくなっている。さらに IT 化の進展は、巨大設備を必ずしも必要とせずまた立地的にも従来のような制約に左右されない活動を可能にした。こういった現実の変化は、企業の誕生、消滅のサイクルの短期化と相俟って、調査員による **enumeration** 方式での調査による把握度の低下をもたらした。

このような中で、欧米諸国では、調査員による企業・事業所の把握にかわって、税務行政のための登録情報に基づきそれらの把握を行うといういわゆるビジネス・レジスターの整備が急速に進んでいる。本書で紹介するイギリスにおける IDBR (**Inter-Departmental Business Register**) は、1990 年代半ば以降、EU が加盟各国に早急な整備を要請しているビジネス・レジスターのイギリスにおける取り組みであり、EU 地域におけるビジネス・レジスターのモデル的形態として注目される。

IDBR の作成ならびにその維持、更新の実際の作業工程の詳細については、なお検討を要する点がないわけではない。しかしながら、とりあえずこのような形ででも標本調査フレームとしてのセンサスの形態変化という新たな統計の展開に関わる情報提供を行うことは、統計体系のあり方をめぐる論議に一石を投ずることができると考え、公刊することにした。

本報告書が、わが国における企業関係の統計整備の参考にいくらかでも貢献できれば幸いである。

2004 年 10 月 1 日

法政大学 日本統計研究所

目 次

イギリスにおけるビジネス・レジスターについて	1
—Inter-departmental Business Register の制度と運用—	

【資料】

「統計目的のためのビジネス・レジスター構築における共同体の調整に関する 1993年7月22日付け理事会規則」(EEC) No 2186/93	36
---	----

Council Regulation (EEC) No 2186/93 of 22 July 1993 on Community co-ordination in drawing up business registers for statistical purposes	44
---	----

イギリスにおけるビジネス・レジスターについて

—Inter-Departmental Business Register の制度と運用—

森 博美

はじめに

標本調査法が政府統計調査に本格的に導入されるようになって半世紀あまりが経過した。それ以前は個々の調査が相互の連携を意識することなくそれぞれ独立の調査として企画、実施されてきた。その後の各国の政府統計のうごきを見ると、構造統計としてのセンサス型の大規模調査とそれをサンプリング・フレームとする標本調査とが、社会経済のそれぞれの領域について対をなす母集団概念を連携の機軸とした相互に体系性を保持しうる形で展開してきていることがわかる。

このような中で特に企業や事業所を対象とする経営事業体（ビジネス）分野の統計については、企業や事業所を対象としたいいわゆるビジネス・センサス実施の大きな目的の一つとして、標本調査実施のための企業、事業所等の名簿の整備事業がある。なぜなら、センサスの実施に際して調査員が把握した調査客体情報によって更新された事業所等の名簿が、一方ではビジネス分野での調査対象標本抽出のフレームを、また他方では、標本調査結果の母集団サイズへの復元のための乗率データを提供するからである。

ところで、このように約半世紀にわたって維持されてきたセンサスと標本調査との間の関係に、近年、歴史的ともいえる変化が生じつつあるように思われる。すなわち、母集団の分布情報の獲得と並び、標本調査のためのフレーム作成を大きな目的に企業や事業所を対象とするセンサス型の調査統計として実施されてきた調査が、その統計作成の形態の点で本質的に変貌させているのである。本稿では、ビジネス統計の分野で新たな動きとして注目されるビジネス・レジスターについて、特にイギリスにおける IDBR 制度とその運用システムの面に焦点を当て、その考察を行う。なお、人口センサスにおいても近年新たな多面的展開が進行中であるが、これについては機会を改めて論じることにしたい。

なお、イギリスにおける IDBR の創設については、EU の統計政策、とりわけ EU 統計局(Eurostat)の統計基準化政策が深く関与している。このため以下ではまず、EU の共同体統計の整備における Eurostat の役割ならびに共同体統計の整備事業の一環としてのビジネス・レジスター構築に関する EU 理事会規則に簡単に言及する。続く第 2 節以降では、それを受けてイギリスがビジネス・レジスターの構築に向けてそれまでの制度を変容、調整させたか、またそれによって企業統計がどう変容することになったか等について検討してみることにしたい。

I. EU 成立の統計面へのインパクト

(1) 共同体統計と Eurostat の役割

1993年11月1日、欧州連合条約（マーストリヒト条約）の発効によりEUが正式に発足した。欧州地域の国家連合から市場統合、通貨統合、さらには国家統合までをもめざすという壮大な実験は、当然のことながら、ヨーロッパにおける統計の在り方にも多大な影響を及ぼすことになった。

その影響の一つは、共同体政策の適正な運営に資するものとしての、共同体の政策評価ならびに予算の適正かつ効率的な運用のモニタリングのための統計情報確保の要請である。すなわち、加盟各国間で経済規模だけでなく、発展水準、産業構造等が異なる中で、一方でEU分担金拠出額、他方で社会・地域資金や農業誘導資金といった共同体の構造的資金の配分に対する合理的な説明指標として客観的な統計情報が要請されることになった。EUでは、このような要請に対応する統計を「共同体統計」とし、共同体の統計作成部局であるEU統計局(Eurostat)がその作成に責任を負うことになった。

EU理事会が政策策定に必要なかつ十分な品質の統計情報を保持できるよう、共同体統計にはその品質面での客観性基準として、適合性、信頼性、関連性、費用対効果性(Cost and Economic Efficiency)、機密性、それに透明性といった諸原則が定められた〔(5)p.172〕。なお、「共同体統計の体系的かつ計画的な作成のための法的枠組みを確立し」、「結果の比較可能性を担保するため」の統計基準等の基本原則は、「共同体統計に関する1997年2月17日付け理事会規則(EC)322/97」に規定されている。

またEU理事会が採択した共同体統計プログラムに従って作成される共同体統計が上記の諸要件を充足しかつ利用上十分な比較可能性を保持しうるために、その所管機関であるEurostatは、加盟各国の政府統計機関に対して統一的な統計基準(ヨーロッパ統計基準)を提示し、所定の様式での統計データの提出を求める権限を有する。共同体統計の作成ならびに提供に関わる基本的規定としての理事会規則(EC)322/97に関わるEurostatの役割と責任については、「共同体統計の作成に関してのEurostatの役割に関する1997年4月付け委員会決定(97/281/EC)第4条が、それを次のように規定している。

(a) 共同体全域にわたり、適合的で、信頼でき、関連性があり、かつ費用対効果のある統計の作成を可能にする一連の基準および方法を開発すること

(b) 規則(EC)322/97第11条に定める普及に関する原則に従い、共同体の政策の系統化、実施、監視および評価のために、共同体の組織、加盟国政府、社会的および経済的組織、学界ならびに一般市民に対し、共同体統計を利用可能にすること

また、これらを実現するためのEurostatの活動内容については、

(a) 統計の方法論および技術を研究し、かつさらに発展させること

(b) 共同体統計の比較可能性およびその作成の費用対効果性を改善するため、加盟国による共同体の統計基準の採用を準備し、さらに発展させ、かつ促進すること

(c) 統計問題について加盟国に助言し、援助すること

(d) 適切なデータに基づいた統計情報を収集し、分析し、誤った解釈や分析を防止するための技術的説明を提供すること。

(e) 国家統計当局から統計を収集し、かつ国際機関の事務局から共同体の統計目的のために必要なデータを収集すること

(f) 専門家の交流、統計活動への参加および研修制度の開発を通じて、国家統計当

局との、および国家統計当局相互間における協力過程を強化すること

(g) 他の統計制度において作成された統計と共同体統計との比較可能性を促進するため、国際機関および第三国と協力し、適切な場合には第三国の統計制度の改善を援助すること

(h) 共同体統計の分野で働く委員会職員の専門的な統計知識および技術を向上させること

共同体統計の作成に関わるこれらの規定を根拠に Eurostat は、加盟各国の統計機関に対し、統計の作成ならびに Eurostat への提供を要請する。他方、EU 加盟各国の政府統計機関では、共同体統計作成のために Eurostat から所定の統計基準等に準拠した統計の提供を求められることから、それに適合した統計作成体系の整備のための既存制度の見直しを迫られることになる。

(2) 共通市場の成立の統計へのインパクト

EU の発足によるヨーロッパ共同市場の成立は、人、モノ、資本が域内を自由に越境するという新たな現実を作り出した。このことは統計作成に対しても新たな課題を突きつけることになる。

EU 結成下で要請される統計課題を先取りの展望した「共同体統計プログラム (1989-92)」は、域内市場を正しく運営するための統計の課題として、次のようないくつかの指摘を行っている。

まず新たに要請されたのが、域内貿易統計の作成システムの構築である。加盟国相互間の貿易に関わる関税の廃止は、関税徴収行政に付随した業務統計としての貿易統計作成のための制度的基盤の消滅を意味する。このような現実変化を受けて、財貨だけでなくサービス貿易の統計的把握についても、情報提供者である企業側の報告負担に配慮しつつ貿易情報を従前通りのレベルでどう収集するかについてのシステム構築が要請されることになる。

また、EU という巨大な共同市場の成立は、域内外の企業に対して多様な事業展開の潜在的可能性の契機となる。それと同時に、企業そのもののあり方もそれまで以上に多様化する。このような中で、EU ならびに加盟各国の政策担当者には、企業活動についての正確な情報把握がそれまで以上に求められる。従ってこのプログラムによれば、統計原単位情報の提供者である企業等の報告者負担軽減のために、創設されるべき新たな統計システムでは、可能な限り広範に各種行政資料等を使用すること、事業所登録を他の行政登録とリンクさせること、そして最新の標本抽出、推計、データ収集技術適用の必要性が指摘されている [(50)p. 158]。

このような流れを受けて企業・事業所関連等統計の抜本の見直しの根底をなすビジネス・レジスター構築のために策定されたのが、「統計目的のためのビジネス・レジスター構築における共同体の調整に関する 1993 年 7 月 22 日付け理事会規則」(EEC) 2186/93 である。

(3) 理事会規則(EEC)2186/93 とビジネス・レジスター

EU 理事会は、欧州委員会からの提案を受け、1993 年 7 月 22 日、「統計目的のためのビジ

ネス・レジスター構築における共同体の調整に関する理事会規則」^(注1) (EEC) 2186/93 (以下、理事会規則 (EEC) 2186/93 と略称) を採択した。1993年8月5日付けの広報 No L 196 に示された規則制定の趣旨を示した前文、11の条文、さらには2つの付属文書からなるこの規則が、EU加盟各国におけるビジネス・レジスターへの取り組みの根拠法規となっている。また各国におけるレジスター制度構築の人材面での推進機構としてビジネス・レジスター作業部会 (Business Register Working Group : BRWG) 設置され、この組織は、年に一度意見交換のための定期協議を行うことになっている [(41)]。

理事会規則 (EEC) 2186/93 は、まずその前文で、ビジネス・レジスター整備の必要性に関して、単一市場の成立が要請する統計の比較可能性の向上に寄与するための、企業その他関連する統計単位に関する共通の統計基準の創出、現行の共同体統計で不備な企業構造 (business structure) に関する情報の確保、合弁・共同経営・買収・合併等の企業行動の構造的変化の統計的追跡、中小・零細企業に関する統計把握の改善、報告者の負担の軽減、企業・事業所に関する標本調査の体系化、財貨・サービスに関する貿易統計の情報徴収体制の整備等の必要性を同規則採択の理由として謳っている。

次に、ビジネス・レジスターの具体的構成に関わる理事会規則 (EEC) 2186/93 の主要条文の内容をここで見ておこう。

まず第3条では、登録の対象となる企業、法的単位 (legal unit)、地域的単位 (local unit) の範囲として、市場価格で国内総生産 (GDP) に貢献する経済活動を営む全ての企業、これらの企業に責任を負う法的単位、これらの企業に従属する地域的単位を挙げている。ただし、生産する財貨が自家消費用である世帯、生産するサービスが自ら所有する財産あるいは賃借財産の賃貸しである場合については、登録の対象外とされている。また、主たる活動がヨーロッパ共同体経済活動一般分類 (NACE) Rev.1 の A (農林業)、B (漁業)、および L (行政・防衛・強制的社会保障) に分類される企業、これらの企業に責任を負う法的単位、これらの企業に従属する地域的単位については、登録に含めるかどうかは任意とされている。

また第4条は、登録の対象となった各カテゴリーの統計単位の登録事項を規定しているが、これについては付属書 II が、法的単位、地域的単位、それに企業別にそれぞれの登録事項を具体的に規定している。

第5条は登録情報の更新ルールに関わる規定である。それによれば、登録への新規追加ならびに登録抹消、法的単位の (b) 名称、所在地 (郵便コードを含む)^(注2)、(f) 単位の法的形態、また年次調査の対象となっている統計単位については、(b) 企業に対して法的に責任を負う各地域的単位の識別番号、(c) 企業の主たる事業あるいは全事業に該当する NACE Rev.1 の4桁分類 (レベル) の事業コード、(d) 副次的事業がそれぞれ要素価格で総付加価値の10%に達するかあるいはこの種の一国の活動の5%を超える場合、NACE Rev.1 の4桁分類、(e) 従業者数による企業規模、(h) 財貨およびサービスの純取引高 (ただし金融仲介業者を除く)、といった一連の事項については、少なくとも年1回の登録が義務づけられている。また同規定により、登録事項に関する情報が行政ファイルあるいは年次調査から得られるものについては年1回の、それ以外の情報については4年毎に更新されなければならない。

第6条は、登録された情報の加盟各国から Eurostat への提出義務を規定したものであ

る。なおこの規定の根拠法規となっているのは、「欧州共同体統計局（Eurostat）への統計上秘匿とされるデータの提出に関わる 1990 年 6 月 11 日付け理事会規則（Euratom,EEC）No 1588/90」である。

第 7 条は、加盟各国におけるビジネス・レジスターの作成に関わる情報収集権限を各国の統計機関に付与する条文である。これにより各国の政府統計機関は、当該国で作成されている行政ファイルあるいは法的ファイルから必要な登録情報を得る権限を付与されている。

EU 加盟各国における統計の整備状況には、少なからず格差が存在する。このため、これら理事会規則に掲げられた対象となる統計単位のカバレッジ、登録すべき変数あるいはその更新頻度はあくまでも EU としてのビジネス・レジスターの最低条件であり、これよりも完備したビジネス・レジスターを設計しまた維持、更新することは、各国の裁量に委ねられている。

理事会規則(EEC)2186/93 の制定直後の 3 年間、EU 加盟各国の政府統計機関は、ビジネス・レジスターの創設あるいは既存の登録の EU 基準への適応のための努力を行ってきた(文献 21-1)。1995 年以降各国は、同規則第 9 条第 1 項に従い、この同規則による諸勧告に対する取り組み状況を Eurostat に報告しなければならない。なお Eurostat の統計プログラム委員会(SPC)は、これらの報告に基づき 1999 年に EU 理事会に対して、各国のビジネス・レジスターに関する今後の改善に向けての課題報告書を提出している [(31)]。

(4)ビジネス・レジスターに関する情報交換

企業・事業所を対象とする調査の実施に関する各国の統計担当者間の経験交流の場として、これまで定期的に「ビジネス・フレームに関する国際会議(International Roundtable on Business Frame)」が開催されてきた。1990 年代末からは、この会議は、ビジネス・レジスターの開発、維持・更新に関心を持つ各国の統計担当者との間の経験交流の場として位置づけられており、各国のビジネス・レジスターに関する取り組み、ビジネス・レジスターの現状ならびに当面する課題、登録の精度評価といった点についての報告もしばしば行われている。なおこの会議は、ビジネス・レジスターに関する関係者の非公式会合で、参加メンバーも固定的ではなく会の規約もない [(31)]。

このような国際会議を通じた経験交流だけでなく、Eurostat もまた加盟国におけるビジネス・レジスターの改善の試みに対しても積極的な資金援助を行い、また先進的な試みを他の加盟国に広げるのにも積極的役割を演じている [(31)]。さらに Eurostat は、国連欧州経済委員会 UNECE と共催で、ビジネス・レジスターに関する合同セミナーを開催するなど、ビジネス・レジスターの域内での標準化に向けての取り組みを行っている。

II. イギリスにおけるビジネス・レジスターへの取り組み

(1)イギリスにおけるビジネス・レジスター前史

1990 年代前半までのイギリスには包括的な企業登録制度(Business Registration System)は存在せず、1970 年～84 年の企業登録も製造業だけを対象としたものであった。イギリスにおける「省庁間企業登録 (Inter-Departmental Business Register:IDBR)」は

1994年に導入され、翌95年から本格稼働することになるが、IDBRの導入以前は、付加価値税登録に基礎を置く旧中央統計局（Central statistical Office:CSO）の企業登録と源泉課税制度（Pay As You EARN:PAYE）によって把握される旧雇用省（Employment Department）の雇用統計企業登録とが並存していた。このため企業関連調査の実施に際しても、統計局では前者をまた雇用省では後者を標本抽出の名簿として標本調査が行われてきた〔(31)〕。

これら二種類の企業登録をサンプリング・フレームとして、イギリスではそれまで各種の標本調査が実施され、それらは国民経済計算等の推計のための主要経済データとしても用いられてきた〔(31)〕。しかしこれら二種類の企業登録は相互の連携に欠け、採用している産業分類やカバレッジが異なることから、それらを乗率情報として推計される雇用量を初め各種の推計結果は矛盾したものであった〔(31)〕。加えてこれらの登録に含まれない企業も少なくないことから、企業や事業所を対象とする調査の信頼性については、疑問がもたれてきた。このようなことから、単一でより信頼性の高い雇用量の推計値、さらには首尾一貫した国民経済計算の推計値体系を獲得する目的で導入されたのが、IDBRである〔(27)〕。

(2)IDBR 創設の契機

IDBRの創設にあたって、それは、次のような点で作成される統計の質の改善に寄与すると期待されていた。すなわち、①企業等を対象とする調査の実施にあたって、国家統計局ONSだけでなく、各省庁が共通に使用できること、②経験豊富な登録の専門家が登録の維持管理業務に従事できること、③業務データ等により頻繁に登録の更新でき、標本抽出時点現在での分析ができること、④大企業の構造変化を追跡できること、⑤複数の登録業務データという既存情報を最大限活用した高いカバレッジ、⑥標本抽出や推計に使用できる豊富な情報を持ちうること、⑦複合企業の構造についての正確な情報を持つこと、⑧企業だけでなく、事業所に相当する地域的単位や企業群から構成される企業グループといった一連の企業構造ヒエラルヒーの各レベルについての情報を持つことができ、それぞれのレベルでの標本抽出が可能なこと、⑨EUの規則に合致したビジネス・レジスターが構築できること、⑩登録対象の企業、事業所について、全面的に標準産業分類（Standard Industrial Classification:SIC）コードが適用できること、⑪企業・事業所を対象とする調査の回答者、特に中小企業における報告負担を軽減できる仕組みを制度化できることなどが考えられる〔(16), (31)〕。

なお、⑪の報告負担の軽減については、EUの「共同体統計に関する1997年2月17日付け理事会規則（EC）322/97^{（注3）}」さらにはイギリスにおける政府統計活動の基準を定めた国家統計行政施行規範^{（注4）}においても、統計作成に際しての重要な留意要件として認識されている。これは、IDBRを標本抽出情報として各省が共有しIDBR上に調査履歴情報を付加することで、従業員10人未満の企業については、調査対象としてひとたび選ばれとその後3年間は調査を免除されるといういわゆる調査休暇制度（survey holiday）の採用によって調査負担の軽減策を採用するという形で具体化されている〔(14), (23), (43)〕。

このような意図の下に構築されたIDBRの統計調査実施との関連での主な用途としては、企業や地域的単位を対象とする調査実施の際の標本抽出、調査票送付のための郵送リスト、非回答企業等あるいは非回答事項についての推算（imputation）の乗率としての使用などを

通じてより精度の高い雇用統計情報、付加価値生産額さらには国民経済計算の各種推計への活用などがある。さらに IDBR は、各種統計のリンク情報としても使用される。例えば、UK Structural Business Survey から作成された Annual Respondents Database (ARD) を IDBR を経由して、Annual Foreign Direct Investment Survey (AFDI)、Business Enterprise R&D Survey (BERD)、e-Commerce Survey (eCS)、New Earnings Survey (NES)、Community Innovation Survey (CIS) などの調査とリンクさせる試みも行われている [(14)]。また関税・間税局 Her Majesties Custom and Excise (HMCE) のデータと IDBR とをリンクすることで、貿易データに関する多様なニーズに対応した統計情報も作成されている [(8)]。

このような主として統計作成目的での利用のほかにも IDBR はそれ自体として、企業構造、企業活動の地域分析、企業動態 (business demography) などに関しても各種の情報を提供することができる。とはいえ IDBR 構築の目的があくまでも企業等に関する調査についての最新の母集団情報の提供にあり、収録される変数の数も限られ、また零細企業や一部の NPO などが対象外となっていることなどから、IDBR はそれ自体としての分析利用のための資料という点では制約を持っていることも事実である。

(3) IDBR の所管組織

イギリス国家統計局 (Office for National Statistics:ONS) は、1996 年の統合以前の旧組織の所在を維持している (注5)。

本稿が考察の課題としているイギリスのビジネス・レジスターである IDBR については、企業統計の作成を担当する企業統計局 (Business Statistics Office:BSO) がそれまで置かれていたウェールズ南部のニューポート office において、調査・業務資料局 (Surveys and Administrative Sources Directorate : SASD) の中に 2003 年 7 月の機構改革により設置された、サンプリング、フレーム、統計分類、各種調整、GIS などを業務内容として持つ統計フレーム部門 (Statistical Framework Division:SFD) 内に設置されたビジネス・レジスター課 Business Register Unit (BRU) がその業務を遂行している。

BRU は 2003 年秋現在、行政記録入力係 (Administrative Data Inputs Team)、調査入力係 (Survey Inputs Team)、企業業態分析係 (Business Profiling Team)、利用者支援・開発係 (Customer Support and Development Team)、訓練・資料係 (Training and Documentation Team)、法規調整係 (Legal Coordination Team) という 6 つの係から構成され、課全体で 100 名のスタッフが配置されている [(39)]。

もともとニューポートの BSO には、複合企業の統計的取り扱いに関する 1994 年の CSO 調査報告書 (注6) が提起した企業内の無視し得ない規模の第二次的活動に関する情報収集を主たる目的に、大企業の企業業態分析を専門的に所管する組織として複合企業課 Complex Business Unit (CBU) が配置されていた。しかし 1990 年代末に予算の制約から、企業業態分析業務は本質的な仕事とはみなされなくなった。その結果、CBU の手に余る仕事、すなわち巨大企業あるいは複合 VAT 登録企業の構造あるいは源泉課税登録企業の情報と雇用データとが矛盾する企業の業態に関する調査業務を遂行するために、BRU 内部に企業構造チーム (Business Structures Team : BST) が作られた。このうち CBU は実際に企業を査察することで企業業態の分析を、一方 BST は、主としてデスクワークとして企業の業態分析を実施してきた。なお、BST が実施した書類調査の結果、確認の必要が生じた企業あるいは複

合的な業態を有する企業等に対しては、BPT が直接訪問調査を実施したりあるいは電話照会により、IDBR に登録されている複合企業の構造に関する情報の確認、維持、更新作業を行う [(31)]。その後 2000 年になって、CBU と BST は BRU の中の企業業態分析係として統合されることになった。これによって、企業編成の調査業務は、全面的に BRU の所管業務となった [(31)]。なお、BRU の他にも、省庁間の管理グループ、IDBR も含め統計の品質に関わる ONS のグループ、それに IDBR に関する ONS の実務グループが、IDBR に関係している [(31)]。

ところで北アイルランドは、行政的に連合王国 (UK) の中でも最も独自色の強い国である。このことは統計行政にも妥当し、ビジネス・レジスターについても、北アイルランド (NI) ではグレート・ブリテンとは異なる根拠法に従って作成されている。同国では、北アイルランド企業・貿易・投資省 (Department of Enterprise, Trade and Investment NI : DETINI) の統計調査部 (Statistical Research Branch : SRB) に設置された IDBR 課が、ビジネス・レジスターの作成、維持、管理を所管している [(10), (31)]。

(4) IDBR のデータソース

IDBR の作成、維持にあたっては、業務資料の統計目的への使用ということで、関税・間税庁 (HMCE) と内国歳入庁 (Inland Revenue : IR) がそれぞれ保有する付加価値税対象企業登録情報 Value Added Register (VAT) register と源泉課税 Pay As You Earn (PAYE) 対象企業登録情報が、ONS に対して提供されることになっている^(注7)。IDBR は、これらの登録情報を基本データソースとしながら、法人企業に関する法人会議所 (Companies House : CH) の登録資料、それに VAT にリンクされている Register of Intrastat traders の登録情報等をマッチングすることにより作成されている。なお企業グループ情報については、Dun and Bradstreet 社その他が保有する情報が利用される。これらの他にも ONS では、独自調査 ONS Business Inquiries の実施により事業所等の地域単位情報の把握を行っている。

(i) VAT 登録

イギリスは、1973 年 4 月に付加価値税を導入した。この新たな税制の施行に伴い、国内で活動している企業のうち以下のいずれかに該当する企業について、VAT 登録が義務付けられることになった [(17)]。

- ① VAT 課税販売額が登録の下限として設定された金額を超過する場合、すなわち過去 12 ヶ月間の taxable supplies が 58000 ポンドを超える企業 (様式 VAT1 による登録)
- ② 他の EC 諸国への暦年の輸出額が 70000 ポンドを超える企業 (様式 VAT1A による登録)
- ③ 他の EC 諸国からの暦年の輸入額が 58000 ポンドを超える企業 (様式 VAT1B による登録)

なお、①による登録義務企業の年間販売額の下限については、2000 年 4 月に 52000 ポンド、2001 年 4 月に 54000 ポンド、2003 年 1 月に 55000 ポンド、そして現在は 58000 ポンドとしばしば改定されている [(3), (38)]。

VAT 登録対象業者から提出された登録様式 (VAT 1、VAT 1A、VAT1B) は地域登録センター (Regional Registration Centres : RRC) に送られ、そこで記載内容についての点検が行われ登録に追加される。それと並行して登録様式の記載事項のいくつかについてはコンピ

ユーザ入力され、ロンドンのサウスエンドにある HMCE office 経由で IDBR として使用する情報として ONS に送られる [(31)]。なお、VAT グループ企業^(注8)のうち VAT の支払いを担当するグループ代表企業 (representative member) については HMCE のメインコンピュータに入力されるが、非代表企業 (non-representative members) については別扱いとされ、各地の RRC からリバプールの HMCE office に集約され、点検後、ONS に紙媒体での資料が提供される仕組みになっている。なお、HMCE から送付される様式から非代表企業に関する IDBR 記録を作成するのは ONS 側の責任においてなされる [(31)p. 42]。

HMCE の登録情報の中で ONS が HMCE から送付を受けるものとしては、企業の名称、所在地、郵便コード、産業分類、取引額 (販売額、輸出入額)、法的形態 (legal status) がある。なお産業分類については、申告書の記載情報に基づき HMCE で SIC(92)にコード化されたものが送付される。また HMCE に提出される登録様式には企業番号も記載されることになっているが、この番号は後述の Companies House での法人企業登録の信頼性のチェックにもっぱら使用されるもので、HMCE のコンピュータには入力されず、従って ONS への提供情報には含まれていない [(31)]。

HMCE^(注9) から ONS に対する VAT 登録情報の提供については、新規登録、登録閉鎖ならびに申告事項の変更 (所在地、郵便コード、産業分類、取引額、法的形態) については毎週、また VAT グループ企業のうち VAT 支払いを担当しない非代表企業については月次報告 (代表企業については、週ベースで報告)、そして VAT グループ企業のうち非代表企業を除く全ての VAT 登録企業から提出される直近 1 年間の取引額^(注10)については四半期ベースで HMCE から ONS に対して報告される [(31)]。

(ii) 内国歳入庁の源泉課税 (PAYE) 登録企業情報

所得税支払い免除水準を超える給与額の雇用者を雇用する雇用主、すなわち源泉課税プログラムにより雇用を行う雇用主は、雇用者の所得税、国民保険の掛け金の一部を事業主負担として国庫に納入しなければならない [(7)]。内国歳入庁は源泉徴収業務のための企業登録制度を有することから、源泉課税プログラムの適用を受ける雇用者を 1 人以上雇用している企業については、内国歳入庁への PAYE 登録が義務付けられている [(42)]。

VAT 登録と異なり、同庁の PAYE 登録事項には取引額に関する情報はないが、PAYE の対象となる雇用者については詳細な情報が含まれる。なお、PAYE 登録企業の産業分類については独自の取引分類番号 (Trade Classification Number : TCN) が採用されており、この分類番号は、SIC(92)とは直接連携していない [(31)]。また ONS は、源泉課税による税支払い雇用者数に関する情報の提供を内国歳入庁から四半期ごとに受ける。

(iii) 法人会議所登録情報

法人組織の企業については法人会議所 (Companies House : CH) が法人企業登録情報を維持している。ONS は法人会議所から、企業の名称、産業分類 (SIC(92))、活動状況、企業番号といった企業情報の提供を四半期毎に受け取る仕組みになっている。法人会議所から提供されるこれらの情報は、既存企業を特定する際の VAT 登録企業と PAYE 企業のマッチングに主として使用される。

ONS では現在のところ、法人会議所から提供を受ける資料と HMCE から得た情報に基づき、

登録企業に企業番号を割り振っている。なお、ONS 側では、マッチングの省力化、精度向上のために、HMCE に対して企業番号も含めた情報提供を期待している [(31)]。

(iv) Dun and Bradstreet 社の登録情報

Dun and Bradstreet 社は、海外も含め、多国籍企業に関する情報を保有している。同社では法人会議所やHMCEの貿易情報サービスである Intrastat から入手した資料その他を用いて、企業グループ（企業系列）の編成、企業の国籍、EU 加盟国との貿易額等の内容を含むデータ・ベースを作成しており、年 1 回 ONS に対して IDBR の更新情報を提供している [(16)]。

ONS は、同社の D&B' s World base system を通して企業グループレベルでの情報を入手している。これについて ONS は、四半期ベースで更新される CD-ROM のほか、適宜 D&B Online サービスも活用している [(31)]。なお北アイルランドについては、経済開発省 (Department of Economic Development:DED) の統計調査部 (Statistics Research Branch :SRB) が、Dan and Bradstreet 社から入手した情報を①産業開発局 (Industrial Development Board :IDB) から資金援助を受けた企業についての四半期別リストや②北アイルランド国内に従業員 10 人以上の子会社、系列会社または支社を持つアメリカ企業について、ワシントンの Investor Responsibility Research Center (IRRC) が公刊するリストと照合している [(46)]。

(v) その他の調査資料

ONS では、以上の各種登録資料のほかにも Annual Business Inquiry (ABI) など直接の調査の結果得られた情報を用いて登録内容の検証、更新に使用しているが、これについては後述する。

(5) カバレッジ

IDBR には、NACE Rev.1 の部門 A から O および Q に該当する分野^(注11)で連合王国(UK)内に存在すると考えられる約 375 万の企業のうち約 200 万社が登録されている。それは、同国内に存在する企業の経済活動全体の約 99%をカバーする [(10), (20)]^(注12)。また 42500 の企業グループが登録されているが、そのうち約 34,000 が英国籍、残りの 9,500 が外国籍の企業グループである(資料 31)。また IDBR には、公益企業、国有企業、中央政府、地方自治体、NPO、相互会社(mutual association)等も含まれる [(12)p. 11]。

VAT 登録が IDBR における主要な登録情報源であることから、VAT の適用を受けない企業等については、PAYR その他の登録情報源によって捕捉されない場合には IDBR から漏れる可能性が大きくなる。上述のように、VAT 登録については年間取引額による登録義務対象企業についての下限が設定されており、その限度未満の企業については、VAT 登録の義務は発生しない。その他にも食料品などは VAT の適用免除産業であり、医療、教育、金融、保険、土地(建物を含む)、不動産賃貸、郵便、産業用を除く水道、新聞、雑誌、書籍、電力(事業用)、ガソリン等を除く燃料、居住用建物の建築、公共旅客輸送、船舶、航空機、医療品なども非課税取引となっている。このためこれらの財貨の生産やサービス提供に係る企業については、VAT 登録の対象外となる。さらに、NPO の中には登録義務のない団体がある。

他方、PAYE 登録については、雇用者全員の所得がいずれも所得税の課税限度額に満たない

企業については、登録を免除される。なお VAT 登録義務の適用外企業等についても、PAYE 等の情報によってその存在、事業活動が確認できたものについては、IDBR 登録に加えられる。

このようなことから、雇用者を持たない自営業者、雇用者を持たない共同経営企業、取引金額の少ない企業、NPO の一部、雇用者の所得が全員課税限度額未満の企業、特に小規模 VAT 企業と PAYE 雇用者とのマッチングができず企業が特定できなかったもの、などが IDBR での登録から漏れている企業^(注13)として考えられる。

また、建設業、農林水産業、特定のサービス業では小規模企業の比率が他の産業と比較して高くこれらの部門全体の経済活動の5%を超えている〔(31)p. 75〕。これらの産業部門では他の部門と比較して、IDBR による登録数の現実の企業数に対する過小評価の程度が相対的に大きくなっている。これらの部門について IDBR の品質評価報告書^(注14)は、IDBR の把握度を高めるのが望ましいとしながらも、これらの部門の経済全体に対する貢献度は必ずしも大きくない。このため ONS では、DTI と共同で過小評価の程度を推計する方法論の開発の方が賢明であろうとしている〔(31)p. 75〕。なお、これとの関連で付言すれば、Eurostat では国民所得の推計に際して、地下経済、非合法経済(illegal economy)と並んで、ビジネス・レジスターの不備に起因する誤差を調整した推定値の提出を各国に求めており、それに対応できない国の結果報告については、共同体統計の当該国の推計値に留保がつけられる〔(31)p. 74〕。

農業部門についても一応 IDBR に掲載されてはいるが、グレートブリテンの農業統計については農漁業食料省(Ministry of Agriculture, Fisheries and Food:MAFF)が、一方、北アイルランドについては、農業省(Department of Agriculture for Northern Ireland:DANI)が統計の作成に責任を負っており、農業分野については現在のところ両省がそれぞれ保有する独自のフレームによって調査が実施されている。なお同時並行的に、IDBR を本格的に農業部門についても適用できるようにするために、ONS と農業統計所管部局との間で現在、登録情報のマッチング作業も継続されている。

すでに上にも見たように、登録については、VAT 登録も PAYE 登録も登録義務の下限が設定されている。しかし、年間取引額等で設定された下限に満たず、本来登録義務のない企業の中にも自発的に登録している企業もある〔(17)〕。登録企業数 200 万社の中には、一部このような任意登録による企業も含まれる。

(6) IDBR 表章単位類型

IDBR 上には、行政的単位(administrative units)、統計単位(statistical units)、それに報告単位(reporting units)という3つの性質を異にする単位が設定されている。

(i)行政的単位

行政的単位は IDBR の情報源として使用される各種登録に関する制度上の区分であり、VAT 事業者(VAT traders)、源泉課税雇用主(PAYE employers)といったものがそれにあたる。例えば、雇用主によっては、同一作業場の雇用者に関して、有給者・無給者という異なった PAYE 制度を適用しているケースもある。この場合、行政的単位は、下記の統計単位とは一致しない〔(46)p. 32〕。

(ii)統計単位

ビジネス・レジスターに関わる統計単位は、企業、企業グループ、地域的単位、活動種類単位 (kind of activity unit:KAU)からなる。これらの統計単位は上記の行政的単位の情報に基づいて編成され、その内容については、「統計単位に関する EU 規則 (EU Regulation on Statistical Units)」によって、それぞれ次のように規定されている。なお、これらの企業活動に関する統計単位のうち前三者は、国際的に合意された単位である〔(40)〕。

上記規則によれば、「企業」とは、独自の経理を有し、自ら保有する資源に関して自主的配分権限を持ち、生産物の生産やサービスの提供活動を行うために組織され法律的に定義された単位をいう。企業が、IDBR における最も中心的な統計単位である。

次に「企業グループ」については、持株会社やカルテル、組合などの法律的、金融的形態によって結びついた企業の集合体で、生産、販売、利益などに関する意思決定を行う複数の主体から構成され、財務管理や課税に関して統合できる企業の集合体をさす。なお IDBR では、所有権を同一とする法的単位あるいは複数の企業からなる集団を企業グループとしている。IDBR に登録される企業グループについては、グループ内企業数、グループの総雇用数、取引総額、所有権国といった情報が登録情報として要請される〔(10)〕。

「地域的単位」は、空間的に異なる所在地にあり、非正規雇用者も含め、一名以上の人が企業のために就労し、生産活動あるいはサービス提供活動に従事する事業所を指し、作業所、工場、店舗、事務所、などがそれに該当する。この地域的単位は、企業と異なり、財務的、法律的ならびに経理上の自立性を有してはいない。

さいごに「活動種類単位」(KAU)とは、空間的に分離されているかどうかにかかわらず、生産する財貨や提供するサービスの性質あるいは生産過程の基本的特性によって特徴付けられる企業、地域的単位をいう。なお、活動種類単位については、遂行する事業活動がすべて同一分類に該当する場合には法的単位あるいは地域的単位と同義であるが、複数の分類区分に跨る第二次的事業を行っている場合には、生産や雇用を区別して地域的単位等を複数の活動種類単位に割り当てる必要がある。ちなみに IDBR では、少なくとも中間消費、人件費、営業余剰、雇用数、粗固定資本形成については NACE の 4 桁分類レベルで活動種類単位別にの算出できることが求められている〔(31)p. 21〕。

(iii)報告単位

報告単位とは、企業調査に対する報告主体となるもので、企業調査の際の標本抽出の母集団を構成する。一般に企業は報告単位となるが、複数の地域的単位を持つ企業の場合、本社事業所に相当する代表権を持つ地域的単位とそれ以外の地域的単位がそれぞれ報告単位となる。また、同一企業内に複数の異なる活動種類単位が存在する場合には、そのおのおのが報告単位として選ばれる。IDBR での報告単位については、調査票の送付を受ける際の所在地、電話/Fax 情報、報告担当者の氏名、地域的単位の数、取引高、雇用数、さらには IDBR 導入以降の調査履歴といった事項が登録情報として保存される〔(10)〕。

なお、北アイルランドでは、複数の地域的単位を有する企業の場合、本社情報ならびに全ての地域的単位に共通する事項の報告を行う企業報告単位 (enterprise reporting unit) と個々の地域的単位に固有な事項のみの報告を行う地域的単位報告単位 (local unit list reporting unit) という二種類の報告単位が存在する〔(10)〕。また連合王国全土に地域的単位を持つ企業についても、北アイルランドではグレート・ブリテンとは別途企業情報の報告を求めている。このため Marks &

Spenser のように、連合王国全土で事業を営んでいる同一経営の企業であっても、IDBR 上は企業レベルで2つの異なる報告単位として取り扱われる〔(10)〕。

(7) IDBR に収録されている変数

表1は、理事会規則 (EEC) 2186/93 付属書 II に記載されているビジネス・レジスター登録事項 (義務的記載事項および任意記載事項) である。IDBR では、この指示に原則準拠しつつも、新たに追加的な事項が付加されている。表 1 は、理事会規則 (EEC) 2186/93 付属書 II のビジネス・レジスター登録事項を示したものである。

表 1 理事会規則によるビジネス・レジスター登録事項

法 的 単 位	(a)識別番号 ⁽¹⁾ (b)名称 ⁽²⁾ 、所在地 ⁽³⁾ (郵便コード ⁽⁴⁾ を含む)。任意記載事項：電話番号、電子メール、fax 番号およびテレックス宛名 (c)法的単位にとっての年次決算公表義務の有無 (d)法人格取得日あるいは事業主としての自然人の公的承認日 (e)法的単位が企業に対して法的責任を停止した日 (f)単位の法的形態 ⁽⁵⁾ (g)法的単位を管理する自然人を以外の非居住の法的単位の名称および所在地 (任意記載) (h)法的単位 を管理する登録中の法的単位の識別番号 (任意記載) (i)法的単位が、欧州委員会命令 80/723/EEC にいう「公的企業」的性格を持つかどうか (法人のみ) (j)税関ファイルを含め、法的単位が記録されかつ統計目的で使用できる情報を含む他の関連するファイルへの照合情報 (k)EU 域内貿易統計に関する 1991 年 11 月 7 日付け理事会規則(EEC)No 3330/91 に従って作成された域内事業者登録に対する照合情報
地 域 的 単 位	(a)識別番号 ⁽¹⁾ (b)名称 ⁽²⁾ 、所在地および本付属書第 1 項(b)に記載されたその他の識別情報 (c)NACE(Nomenclature générale des activités économiques dans les Communautés européennes) Rev.1 の 4 桁分類 (レベル) の事業コード (d)副次的事業がある場合には、NACE Rev.1 の 4 桁分類 ⁽⁶⁾ (任意記載) (e)本付属書第 3 項(e)記載の就業者規模 ⁽⁷⁾ (f)(c)で与えられているコードでの活動開始日 (g)活動の最終停止日 (h)地域コード (地方単位) ⁽⁸⁾ (i)地域的単位が掲載されしかも統計目的で利用可能な情報を含む関連登録に対する照合情報 (j)地域的単位が属する企業登録識別番号 (k)地域的単位において所属する企業の補助的事業活動の有無
	(a)識別番号 ⁽¹⁾ (b)企業に対して法的に責任を負う各地域的単位の識別番号 (c)企業の主たる事業あるいは全事業に該当する NACE Rev.1 の 4 桁分類 ⁽⁶⁾ (レベル) の事業コード (d)副次的事業がそれぞれ要素価格で総付加価値の 10%に達するかあるいはこの種の一国の活動の 5%を超える場合、NACE Rev.1 の 4 桁分類。この点は、調査対象企業のみ。 (e)従業者数 ⁽⁹⁾ による企業規模。あるいはそれが得られない場合は従事者数による

企 業	以下の規模区分の一つ 0 ; 1 ; 2 ; 3~4 ; 5~9 ; 10~19 ; 20~49 ; 50~99 ; 100~149 ; 150~199 ; 200~249 ; 250~499 ; 500~999 ; 1000 ; 1000 以上 (1000 人単位で記載) (f)企業の活動開始日 (g)企業活動の最終的停止日 (h)財貨およびサービスの純取引高 ⁽¹⁰⁾ (金融仲介業者を除く)。それが得られない場 合には、以下の規模区分 (単位 100 万ユーロ) による。 [0,1] ; [1,2] ; [2,4] ; [4,5] ; [5,10] ; [10,20] ; [20,40] ; [40,50] ; [50,100] ; [100,200] ; [200,500] ; [500,1000] ; [1000,5000] ; [5000 以上] (取引高が 200 万ユーロ以下については任意記載) (i)純資産高 (資産から減価償却マイナス負債を控除したもの—金融仲介業者だけは 任意記載)
--------	---

〔脚注〕

- (1):IDBR では、企業等の識別番号としては、VAT 業者番号、PAYE 雇用主番号、Dun & Bradstreet の企業グループ番号、法人企業番号、ONS 内部で付された企業番号、地域報告単位番号、地域的単位番号があり、その他にも地域的単位が自らの活動のためにつけた番号がある [(20)p. 4] 。
- (2):法人会議所に法人企業として登録されている場合、企業の正式名称、単独所有者の名前、共同経営の場合は共同経営者の名前、政府機関の名称、NPO の名称 [(20)] 。
- (3):英国標準(BS7666)による住所
- (4):郵政公社 postal authority が与える郵便コード
- (5):企業、単独事業者、共同経営、公企業、中央政府、地方政府、NPO の 7 区分 [(20)]
- (6):NACE Rev.1.1 に対応する 5 桁分類
- (7):北アイルランドの地域的単位の雇用情報は、北アイルランド雇用センサス(NI Census of Employment)、北アイルランド四半期雇用調査(NI Quarterly Employment Survey)、定期的あるいは ad hoc に実施する検証調査、DETI の Statistical Research Branch や ONS が行う調査等から得られる [(10)]
- (8):NUTS1 レベル。なお分析目的のために NUTS2~5 レベルも利用可能 [(12)p. 12] 。
- (9):雇用主(企業活動に直接関与している事業主)と雇用者の合計人数。ただし雇用者は、就労時間の長短にかかわらず雇用されているものの人数 [(20)] 。
- 雇用主の数は通常の企業では0人、単独事業の場合は1人、共同経営の場合は2人となる。なお、親企業等の有業事業主や職員が実際の事業を行う従業員ゼロの有限会社は、自営業あるいは従業員ゼロの共同経営事業とみなす [(10)] 。
- (10):年間取引額(単位 1,000 ポンド)

なお、この他に IDBR に追加的に含まれる事項として、企業が顧客に知られたい企業の名称、企業の所有権国、EU 加盟国とイギリスとの間の財貨・サービス輸出入額 [(10), (18)]、調査履歴 (IDBR 稼動以降)、調査票送付先、標本抽出に際しての特記事項(特定の調査を対象として選定されるべきかどうかの別) [(10)] がある。

(8) 産業分類

イギリスにおけるビジネス・フレームでは、1980 年から 1993 年まで VAT Trade Classification(VTC)によって産業格付けが行われていた。1993 年 7 月 22 日付け理事会規則 (EEC) 2186/93 の付属書 II が EU 加盟国で作成されるビジネス・レジスターにおける企業等の産業分類として EU の標準分類 NACE の採用を規定したことから、IDBR でも 1994 年

から 2002 年までは標準産業分類“SIC92”が採用された。このため、1993 年と 94 年の間に産業分類面で本質的な断続がある。なお、2003 年 1 月からは、IDBR の産業分類は改定 NACE の拡張版である SIC2003 に移行した [(39)]。

NACE Rev. 1 に関する規則によれば、企業の産業分類は付加価値によって行うとされており、付加価値情報が使用できない場合にはそれに代わる投入（あるいは産出）情報で行うとされている^(注 15) [(31)]。しかしながら、現実には IDBR の作成に使用される各種登録データで採用されている企業等の分類は多様であり、また仮に SIC に準拠しているとされる場合にも、その記入に全く問題がないわけではない。

HMCE に提出される登録様式の産業分類欄の記入説明については単に「主な事業活動を記入」と書かれているだけで、それ以上の詳しい説明はない [(31)]。HMCE では金額的に最も貢献度の高い事業が記入されるのを期待しているが、現実には最も時間を消費した活動、投資額が最大の活動、設立当初の主要活動などが報告されるケースも多い [(31)]。HMCE では、この欄への記載内容にしたがって SIC にコード化するが、HMCE の職員は経済活動の分類に関して特別な訓練を受けてはおらずまた HMCE の SIC と ONS の SIC に若干の違いもあることから、VAT 登録における SIC コードは、必ずしも ONS が期待するものとはなっていない。

IDBR の経済活動のコード化には 1993 年の雇用センサスのために開発された Precision Data Coder が事業コードと生産物のコード化に使用されている [(31)p. 64, (39)]。しかしこのコード化システムは企業ベースでのコード化には適当でなく、ONS では、現在、National Statistical Institutes (NSIs) と CLAssifications MOdelling and Utilities Research (CLAMOUR) と連携して自動コード化システムの構築に取り組んでいる。この他に、VAT 登録におけるコード化の作業への分類エキスパートを配置することで分類格付け精度を向上させる必要があることも指摘されている [(31)p. 43]。

ONS では、VAT 登録に含まれない企業の産業格付けに一部で PAYE 登録データを使用している。しかし内国歳入庁では、PAYE 登録の産業分類に簡易取引分類 (Summary Trade Classification: STC) の 2 桁分類あるいは TCN の 4 桁分類 [(31)p. 102] という SIC と連動していない独自の分類を採用している。また同庁にとっては企業の産業格付け主たる関心事項とはなっていないことから、産業分類の不正確さは PAYE 登録にもあてはまる。

VAT や PAYE から入手される登録情報の大きな制約として、事業所ベースでの地域的単位情報が得られない点がある。企業が複数の地域的単位を有する場合、事業所によっては SIC の細分類レベルで他の事業所と別な産業として格付けしなければならないケースも存在する。また、新規登録時に申告した事業からその後撤退したりあるいは事業活動の重点を他の分野にシフトするケースも少なくない。このような点を点検する業務が、“profiling”と呼ばれる企業業態分析である。

BRU の企業業態分析係 BPT では、ONS に提供された VAT や PAYE 登録データを精査し企業と事業所等の地域的単位の関係など、個々の企業の全体構造を明らかにする業務を行っている。この作業の結果としての企業や事業所の産業分類上の正しい格付けの付与は、企業の事業内容の変更あるいは複合的事業を営んでいる企業の場合より適切な事業所等を調査の対象として選定するという意味で、ビジネス・フレームとしての IDBR の利用可能性を高める上で大きな意味を持つ。

業態分析作業は、従来、2人組のBPT職員が実際に企業訪問によってそれを行ってきたが、その後、効率見直しにより1名に削減された。巨大複合企業の場合の業態分析には単独職員の訪問では手にあまり、他方、業態が複雑でない企業の場合には郵便や電話照会さらにはインターネット情報などの積極的活用が提案されている〔(31)p. 70〕。また、企業の構造は常に変化しており、その意味でも業態分析は継続的に業務として行われる必要がある。

現在、2000人を超える雇用者を有する企業については、二次的活動の有無にかかわらず業態分析の対象とすることになっている。しかし、IDBRの品質評価プロジェクトによる調査では、856社が業態分析の対象から漏れていることが判明した。またこの調査結果によると、これらの会社の雇用者のうち110万人は二次的事業への従事者となっている。このことは、IDBRの全雇用数の約4%について、誤った産業分類上の格付けが行われていることを意味する〔(31)p. 69表13参照〕。

企業や地域的単位の産業分類上の格付けについては、企業業態分析係BPTによる実地調査あるいは電話等での照会情報が最優先されるが、この他にも製造業部門の詳細分類を与えるProducts of the European Community(PRODCOM)、Annual Business Inquiry(ABI)、ARI、その他のONSが実施する調査、建設業についてのConstruction Industry Statistics Address File(CISAF)、がVAT登録やPAYE登録の分類情報よりも優先度の高い情報として使用される〔(43)〕。

(9) マッチング

IDBRの構築さらにはその更新、管理の中心的な業務として、企業登録の最も主要な情報源であるVAT登録情報とPAYE雇用主登録情報とのマッチングがある。VATとPAYE登録の識別番号はそれぞれ異なり、統計単位等の定義も異なることが、相互のマッチングをより複雑なものにしている〔(42)〕。

マッチングの最初のステップとして、企業の名称、所在地、郵便コードを用いて、HMCEの7桁登録番号Trader's Unique Reference Number(TURN)とIDBRのVAT登録番号の照合が行われる。なお、マッチングには、現在、アメリカのSearch Software America社製のマッチングソフト、SSA=NAME3とSSA-Extensionsが使用されている〔(31), (42)〕。このうちSSA=NAME3は基本的なキーと検索アルゴリズムを持つソフトで、スペルミス、発音ミス、手書き等による名称の差異、同一名称、略号等の併用、俗称や呼称の英文表記等に対応できる能力を備えたソフトで、他方SSA-Extensionsは、照合結果の数量評価のルーチンを持つ〔(42)〕。

照合の結果、高い評価得点が得られた場合には、両者は同一の単位として認識され、中間的な評価得点の場合にはマッチング可能であるとして、手作業によるマッチング(clerical matching)に切り替えられる〔(31)p. 76〕。

手作業によるマッチングは、極めて労働集約的な作業である。すなわち、1対1対応でなく、照合の結果1対多あるいは複数企業同士で対応した場合、マッチングの第2段階として、IDBRの企業所有者番号が一致したものについてはマッチング成功とみなされる。なお、IDBRの特定の企業所有者番号が発見できなかったものについては、マッチングの第3ステップとして、7桁TURNの前に000を付加して000VAT番号とマッチさせる〔(8)〕。

法人会議所の法人企業登録は、企業の名称、産業分類、活動内容、企業番号を四半期ベースで IDBR に対して提供するが、これらは VAT 登録と PAYE 登録とをリンクする際に有効活用されている。すなわち、ONS では、企業番号が不明な企業について、保有する企業情報を法人会議所に登録されている企業の名称とをマッチングさせる [(31)]。このようなマッチング作業に際して ONS は、Company House Direct というオンライン・サービスも活用している。

1999 年以降、ONS ではマッチングできなかった PAYE 事業者の数を削減する作業が継続されている。ちなみに、1999 年には同年の ARI からえられた情報を用いてそれまでマッチングできていなかった約 1500 社について照合作業を行った結果、その約半数について VAT 登録企業とのマッチングに成功したといわれている [(31)p. 77]。その結果、1999 年 3 月時点で約 160,000 あった非マッチの PAYE 事業者の数は同年末には 120,000 にまで縮小させることができた [(31)p. 76]。この他にも、郵政公社の住所ファイル (PAF) を用いた QuickAddress パッケージ・ソフトを用いたマッチングの実験も行われており、試験の結果、非照合率を 2~3% 引き下げることができるといわれている [(42)]。

VAT 登録と PAYE 事業者とのマッチングに成功した企業については、標準 EU 企業として ONS は Annual Register Survey (ARS) によって地域的単位のリストを作成するとともに、Dun and Bradstreet 社の情報を用いて企業グループの編成を行う [(20)]。また、手作業による照合ができなかった企業に対しては、Business Register Inquiry form を送付し、その把握が試みられる [(42)]。にもかかわらず最終的に照合できなかった PAYE 事業者については、VAT 登録との重複の可能性が大きいことから、IDBR 本体からは切り離して別途保管されている [(31)]。

(10) Annual Register Inquiry による IDBR 収録情報の把握

すでに指摘したように、VAT あるいは PAYE といった登録情報をビジネス・レジスターの情報源として使用する際の大きな限界のひとつは、それらが地域的単位に関する情報を保有していない点である。ビジネス・レジスターがビジネス・フレームとして有効に機能しうるためには、当然地域ベースの取引額あるいは雇用数といったデータも提供できなければならない。地域的単位の把握ということは、複数の地域的単位を有する大企業や複数の異なる活動種類単位を抱える複合企業について企業構造を明らかにすること、すなわち企業の業態分析に寄与することでもある。なお、このような業態分析を所管する組織は、イギリスだけでなく他のビジネス・レジスターを保有するカナダ、ニュージーランド、オランダ、オーストラリアの統計局でも設置されており、多くの国でその機能は拡充される傾向にある。

業務登録資料によって獲得することができない地域的単位情報ならびに企業の業態分析に必要な構造情報を確保し、IDBR がビジネス・フレームとして十全に機能できるための情報獲得装置として実施されるようになったのが、ARI である。その意味では、IDBR にとって、ARI と企業構造を明らかにする業態分析とは、内容的にオーバーラップする性格のものといえる。

連合王国のうちグレート・ブリテンについては、全国および地域別の雇用推計と企業の構造把握を目的にした Annual Employment Survey (AES) が実施されてきた。IDBR の発足に伴うビジネス・フレームの整備の必要から AES は、1999 年に主として地域的単位に関する情報収集のための四半期周期の調査 Annual Register Inquiry (ARI) へと発展的に継承されることになった [(24)]。なお、

ARI はグレート・ブリテンのみを対象とし、北アイルランドについては、DETINI が隔年で雇用センサス(Census of Employment)を実施し、必要な情報把握を行っている [(31)p. 15]。

ARI のデータ処理と企業の業態分析とは極めて密接に関連したものである。にかかわらず、ARI の調査開始当初は ARI の処理チームと業態分析を担当する BPT とは、相互に連携することなくそれぞれ独自に業務に当たっていた。2000 年に両者の業務の重複を排除し、相互の業務の連携をはかる目的で組織改革が行われ、ARI の調査結果の処理チームと BPT とが BRU に吸収された。

ARI では 50 人以上の従業員規模を持つ企業(Eurostat の企業区分では中・大企業)については毎年調査対象となり、10~49 人の企業(Eurostat の企業区分では小企業)については 4 年に一度のローテーションによって把握されることになっている。なお、農業、狩猟業ならびに同関連サービス業、雇用者のいる自営業、ならびに 10 人未満の企業(Eurostat の企業区分では零細企業)、それに領土外で活動する組織については ARI の調査対象から除外されている [(31)pp. 47, 50-51]。

この他に、上記の従業員規模区分とは別に、[取引額/従業員数]がそれぞれの部門の平均値から大きく乖離している企業そして四半期毎に報告される PAYE データにおいて雇用数が著しく変化した企業^(注 16)についても、ARI によって報告記載内容の点検を行うことになっている [(31)p. 51]。ARI は ONS の Business Data Division(BDD)の Data Validation Unit(DVU)が実施するが、BRU は ARI のメインユーザーとして、調査の企画や品質の管理、さらには調査から得られた分析結果の提供面でこの調査の実施に深く関与している [(39)]。

ARI では、企業については、活動継続中か否か、VAT あるいは PAYE 登録番号、経営事業主 (working proprietors)、作業場の数を、また地域的単位については、当該単位が活動継続中か否か、事業活動の内容、持株会社の場合の企業番号、男女・常雇・臨時別の雇用者数、雇用者数に大きな変化があった場合の理由、が調査される [(31)p. 49]。

ARI は次の二種類の調査からなる。すなわち、複数の地域的単位を有する既存企業について、年に 1 回、主として企業構造の把握ならびに VAT と PAYE のマッチングに必要な情報の収集のために、約 68,000 社を対象に実施される ARI/1 調査と、四半期毎にローリング・サーベイの形で IDBR に新規登録された企業も含め、VAT あるいは PAYE 登録情報、また “proving^(注 17)” と呼ばれる新規登録企業についての地域的単位保有の有無の確認を兼ねて実施される ARI/2 がそれである [(31)p. 47]。

取引額、雇用数など ARI によって把握された情報は、地域的単位に関する情報とあわせて、専ら IDBR の維持、更新のために使用される。しかし他方で ARI 実施の目的そのものが雇用に関する全国ベースでの推計値の獲得にあった AES [(31)p. 46] とは異なるにもかかわらず、ARI はその前身調査である AES の特徴を部分的に現在も引き継いでいる。最近ようやく、調査票も地域的単位毎に独立の様式に記入するように改められ、それによって新たな地域的単位の把握に威力を発揮できるようになった [(31)p. 54]。一方、サンプル・デザインに関しては、未だにマクロ的な雇用量の推計を目的としていた AES 当時の設計のままとなっており、この点についてはなお改善の余地が残されている。

(11) IDBR の更新、管理

IDBR が適切なビジネス・フレームとして有効性を持ち続けるためには、その日常的なメンテナンスが不可欠である。IDBR の登録内容の維持、更新には、各種の業務登録資料な

らびに ARI など ONS 等が実施する各種の調査結果が使用される。

(i) 業務登録情報の利用

業務登録から得られる情報の中でも IDBR のビジネス・レジスターの維持に特に重要なのは、HMCE からの VAT 登録情報と内国歳入庁から ONS に提供される PAYE 登録情報である。

まず、IDBR の登録情報の更新にあたって、取引額と雇用者数については、HMCE の VAT 登録と ARI による把握結果が使用される。HMCE の地方出先機関である RRC が把握した VAT 事業者の新規登録や登録閉鎖情報は、Essex の Southend on sea にある HMCE に送付され、そこで変更分についての確認を行った上で、毎週 ONS に通知される [(10)]。従って、RRC での登録情報の受け取りと ONS が登録情報の受け取りとの間のタイムラグは少ない [(31)p. 43]。また、EU 域内貿易データの更新には、Intrastat の報告書に記載されたデータが使用される [(12)p. 13]。

また取引額情報について ONS は、HMCE から四半期毎に報告を受けることになっているが、これは新規登録申請様式に記載された取引見込額とは異なり、VAT 事業法によって提出が義務付けられた実績データであることからその品質は高い。

一方、内国歳入庁からは、四半期毎に、連合王国内で活動している企業のうち従業員が PAYE の適用を受ける事業者の企業情報が ONS に報告される。なかでも雇用者数に関してそこから提供される情報の質は高く [(31)]、VAT 登録から得られた情報の精度を改善するのに使用される。これらの登録資料の他にも、法人会議所が保有する法人企業の所在地ならびに産業分類に関する情報は、IDBR の更新にも使用されている [(31)p. 44]。なお、北アイルランドについては、DETI が新規登録情報を受け取り、統計調査部 (Statistical Research Branch : SRB) の IDBR 課が、新規事業者等についての確認を行う [(10)]。

(ii) 統計目的での確認” proving” と ARI

各種の業務資料によって企業の新規登録、登録閉鎖さらには登録事項の変更が報告された場合、IDBR 上の処理として、統計目的での企業の存在 (非存在) の確認作業が必要となる。登録企業による地域的単位保有の有無といった企業の構造把握のためのこのような作業は一般に” proving” と呼ばれている。

新規登録として報告された企業については、照会票が郵送され^(注18)、確認係官 (assurance officer) が登録後 18 ヶ月以内に訪問し、登録の記載内容を確認することになっている。なお、IDBR の品質に関する調査によれば、実際の企業訪問から得られた情報によって、登録への誤記入や登録後の業態変更が確認され、登録内容が修正されるケースがあることも報告されている [(31)]。

地域的単位^(注19)に関する情報も含め、IDBR 上の企業の構造に関する情報の更新にとって最も重要な調査情報が、ARI である。この調査は、企業構造や地域的単位、産業分類などの登録情報を更新するために VAT と登録とマッチングできていない PAYE 事業者も含めて年次調査として実施されている。なお、複数の地域的単位を持つ可能性が大きい特に大企業に対しては全数調査として実施されている [(31)]。また ARI から得られた情報は、毎年 7 月に IDBR の更新に反映される。

ARI は、それが当該企業あるいは地域的単位に対する実査結果を与えることから、IDBR

の更新において、VAT あるいは PAYE その他の登録情報よりも高い優先度を有する情報として使用される。全数調査として毎年調査対象となる大規模企業はともかくとして、零細企業の地域的単位は、4年周期のローテーション方式で実施されている ARI の対象からは外れがちである^(注20)。他方、業務登録資料が地域的単位レベルで使用できないことから、それらが次回の ARI の対象として選ばれるまではデータの更新ができないという問題を抱えている。それらの中には、その後、取引額が急増し、雇用数と取引額とが整合的でなくなるケースも少なくないことが報告されている [(31)p. 56]。

ARI 以外にも、ONS や他の省庁が実施する調査から得られた情報が、IDBR 登録の閉鎖、名称や所在地の変更、産業分類、企業構造情報の更新に使用される。例えば、PRODuCts of the European COMmunity (PRODCOM) 調査結果は産業分類の格付けの更新に、また北アイルランドでは、隔年で実施されている雇用センサスが雇用情報の更新に使用されている。

Ⅲ. IDBR の利用

(1) IDBR の利用者と使途

イギリスにおけるビジネス・レジスターである IDBR の最大の使用目的は、より精度の高い統計を作成するためのサンプリング・フレームとしての使用である。ONS が所管する企業や事業所等を対象とする調査はもちろん、ad-hoc に実施される調査も含め、他省庁が実施する各種の調査に対しても IDBR は、その母集団情報ならびに、雇用者階級、産業分類、地域といった層別化された標本抽出のフレームを提供する。

このため IDBR には、最新の登録情報に基づくタイムリーな標本抽出、最新かつ正確な照会連絡先情報、企業構造についての最新情報、より完璧なカバレッジの提供、さらには非回答についての補正 (imputation) や非調査の客体に関する推計を可能にする情報提供、といったようなことが求められる [(31)p. 21]。特に中小事業者における調査負担の軽減がビジネス・フレーム作成の大きな社会的要請の一つであったことから、調査履歴を踏まえた標本の抽出方式も求められる。

サンプリング・フレームとしての使用の他にも IDBR は、それ自体としてビジネス活動についての有効な情報を保有している。すなわちそれが企業や地域的単位さらには企業グループに関して雇用者数、取引額、産業分類、国籍といった静態面だけでなく新規登録や登録閉鎖、合併や買収といった企業動態に関わる情報も有していることから、IDBR それ自体が、企業等の経済活動を把握する有効なデータとして、中央政府、中央省庁^(注21) や地方自治体^(注22) だけでなく、政府から委託を受けた研究機関等、研究者^(注23) 等にも多方面に利用されている。なお、公的部門では、IDBR 利用者の中で、The IDBR User Committee と The Higher Level IDBR Management Committee が結成されており、それらに対しては BRU から IDBR の変更点や品質に関して月次ベースで情報提供が行われている [(20)]。

BRU の IDBR 分析係 (IDBR Analysis Section) は、IDBR の識別、匿名化データに基づく有料のオーダーメイド処理サービスを行っており [(18), (20)]、マイクロデータ提供審査委員会 (Microdata Release Panel : MRP) の審査を経て的確と認められた申請者に対しては、IDBR の匿名化マイクロデータ^(注24) も提供されている [(39)]。ちなみに IDBR のオーダーメ

イド処理サービスについては、2002年度1年間に100組以上のイギリス議会、政府からの受託事業者^(注25)、研究者、実業界、個人等がその提供を受け、ONSはそれによって38000ポンドの収入を得たといわれている〔(20), (23)p. 2〕。

(2) IDBR データによる企業動態分析

EUの結成によって資本や労働力の域内広域移動が制度的に保証されるとともに、域内での新たな雇用の創出が重要な政策課題として認識されることになった。そのため、国際レベル、国レベルそして国内の地域レベルで企業の誕生、存続、消滅といった企業動態に関するいわゆる Business Demography へのニーズが高まっている〔(39)〕。

(i) Business Demography

Business Demography への関心の高まりのビジネス・レジスターへのインパクトとして Eurostat では、Demography of Small and Medium Sized Enterprises (DOSME) プロジェクトを立ち上げ、加盟国の統計機関に対しビジネス・レジスター整備面での技術援助を行っている。それとともに、ビジネス・レジスター情報を用いた企業動態指標 (Business Demography Indicators)^(注26)を開発し、そのマニュアルを各国の統計機関に送付している〔(40)〕。Eurostat では企業だけでなく企業グループや地域単位についても Business Demography データの作成を構想しており、すでに作成に必要な基礎データは収集済とのことである〔(40)〕。なお、Eurostat の他にも、OECD や UNECE も Business Demography に関心を寄せている。

これらの国際的な動きに対して EU 加盟国の中でも先進的なビジネス・レジスター制度を持つイギリスでは BRU が国内の政府機関間の調整を行うとともに、Eurostat に対して Business Demography プロジェクトの推進のための技術的・方法論的サポートを行っている〔(39)〕。

(ii) 新規登録と登録閉鎖

企業の IDBR への登録と閉鎖については、ONS がその届出情報を受け取り次第 IDBR 情報を更新することになっている。

登録日については VAT 登録様式に記載された最も早い日、また閉鎖日は最後の VAT 取引日とされている。しかし、この登録日と閉鎖日は、実際の企業の活動開始日あるいは活動停止日とは必ずしも一致しない。なぜなら、長期間にわたり、取引額が届出義務の下限額未満のレベルで合法的に活動している企業もあれば、逆に企業がその立ち上げに先立って企業登録を申請するケースもあるからである。ちなみに、企業の約 10%は設立後 5 ヶ月以上経過して IDBR への登録を行っている〔(7)〕。

一方、VAT 登録の閉鎖については、廃業・合併・乗っ取りによる企業の消滅、企業の譲渡、法的形態の変更の他、過去 1 年間の取引額が届出下限額に満たない場合、取引額総は下限を超えるものの課税対象取引がほぼゼロ・レートである場合などについては登録は義務的でなくなる〔(17)〕。登録からの除外を連絡してきた企業に対しては HMCE から登録閉鎖届出書類が送付され、提出された申告書により登録からの削除が適切とされた場合には登録が閉鎖される。なお、事業の譲渡を受けた企業の新所有者あるいは法的形態を変更し

た場合、様式 VAT68 に従い、それまでの登録番号が維持される [(17)]。

廃業の届出は起業に比べ報告の提出が一般に遅れる傾向 [(20)] にある。なお、HMCE が企業の VAT 課税対象取引額の減少等により VAT 登録を免除することになった場合、HMCE はこの企業を登録義務対象外業者 (redundant trader) と認定し、年 2 回 BRU に対して該当企業リストを提出することになっている [(31)p. 43]。なお、IDBR への登録、登録閉鎖といった企業動態データを利用して企業存続率 Business Survival Rates^(注 27) も作成できる。

Business Demography については、Eurostat が EU 加盟各国への導入に積極的なイニシアチブをとっているが、域内全体のビジネス・レジスター・データへの統一的な適用には、定義の国際的な基準化などの点でなお調整を要する点が残されている。例えば Eurostat が当該年の少なくとも一定期間活動していれば「活動企業」と定義している。これに対し、そのため年末前後に数週間だけ活動した企業の場合、Eurostat の統計では存続期間 2 年の企業として取り扱われるイギリスでは、企業の存続について日単位で計算されている。このような Business Demography についての基礎的データの不統一は、EU 域内の企業動態分析に不具合をもたらす。このため ONS では、可能なものについては、イギリス国内向けとは別途作成したデータを Eurostat に提供している場合もある。

(3)IDBR の分析的利用

IDBR は標本抽出のための母集団情報提供のためのフレームとしての利用に加え、企業分析のための独自の企業情報の源泉^(注 28) として、ONS その他の政府機関、学会それに Eurostat などがその利用者となっている [(31)]。

1989 年に旧中央統計局 CSO と統合される旧 Business Statistics Office (BSO) では、1970 年代初頭から “Size Analysis of UK Business—Business Monitor PA1003” として、登録に収録されている企業の雇用数、取引額別経済活動、法的形態、所在地域などのデータを公刊してきた。1990 年代半ば以降は ONS の website でもそれは提供されるようになり、2001 年以降は website のみでの公表に移行し、今日に至っている [(20)p. 3]。IDBR の集計データとして “Size Analysis of UK Businesses” には、企業規模、産業部門別の企業数、雇用数、取引額、法的形態、所在地域情報が、また 2002 年までは製造業について、2003 年からは全ての業種について地方的単位に関する集計情報も提供されている [(20)]。なお、この他に IDBR の月報も作成されているが、これについては政府機関にのみ提供されている [(20)]。

貿易産業省 (DTI) では中小企業庁 (SBS) が IDBR の中小企業に関する各種推計値、新規登録、登録閉鎖、存続に関するデータに基づき、① “Small and Medium Enterprises Statistics in the UK”、② “Business Start-ups and Closures: VAT Registration and De-registration” を作成、公表している^(注 29) [(20)p. 3]。また ONS では、EU Business Register Regulation に従って提出が求められているイギリス国内の企業の静態、動態情報を、Eurostat に対して毎年定期的に報告している [(20)]。

(4)IDBR 識別情報の利用

グレートブリテンにおいて実施される企業調査については、「1947 年通商統計法」(Statistics of Trade Act 1947) がその根拠法規となっており、そこでは調査客体に対

する回答義務と秘密保護の観点からの調査結果の統計目的への使用さらには違法使用に対する罰則等が規定されている。一方、北アイルランドについては1988年の議会命令^(注30)がその根拠規定となっている。

IDBRの作成に用いられる業務情報については、統計目的のみへの使用を条件にONSが徴税官庁等から提供を受けたものである。それらが上記の2つの法令の適用を受ける企業に関する個別情報から構成されることから、IDBRについても書面による同意がない限り個別企業に関する情報が外部に提供されてはならないなどIDBR上の全ての情報は、”Restricted Commercial”あるいは”Commercial-in-Confidence”として政令によって個別企業の情報の非公開など、厳しい秘密保護原則が適用される〔(19)〕。また、秘密保護を技術的に担保するために、IDBRの個別情報については、いくつかの秘匿措置がとられている^(注31)。

これを受けてONSでは、IDBRのデータ使用にあたって、次の7項目からなる運用基準を定めている〔(20)〕。

- ①識別可能情報は、外部の有資格機関および規定により政府機関から業務の外注を受けた委託業者にたいしてのみ提供することができる。
- ②ONSはMRPを設置し、提供の可否を判断する。
- ③1947年通商統計法による提供は省令によるものとする。
- ④提供の許可に際しては、使用者による書面による署名を得るものとする。
- ⑤データは安全に保管されなければならない。
- ⑥ONSの許可なく第三者にデータを提供してはならない。
- ⑦違法提供に対しては罰則が適用される。

MRPの許可によりONSから識別可能なIDBR情報の提供を受ける上記①の該当者は、データを許可された利用目的のためにのみ使用すること、また⑤⑥⑦の適用を前提にその提供を受けることができる〔(10)〕。また研究目的でのIDBRマイクロデータへのアクセスは、ONSの管理下で業務を遂行する者がon-siteでの分析に限定される〔(14)〕。

IV. IDBRの品質評価

(1)統計の品質への国際的関心の高まり

統計が現実を反映した数字であるべきことはいうまでもない。政府が作成する統計の品質をめぐる研究や論議が国際統計界では1990年代以降活発になる〔(48)p.80〕。そこで論議の対象となっている統計の品質とは、単に調査誤差のような作成されるデータの精度だけに留まらず、統計の提供形態やタイミング、作成に要する費用対効果分析といった広範な内容を含んでいる。

国際統計学会(International Statistical Institute: ISI)や統計専門家会議である国際官庁統計学会(International Association for Official Statistics: IAOS)では最近、統計の品質をテーマとするセッションを相次いで組み、また2000年には政府統計の品質問題をテーマに掲げた「政府統計の品質に関する国際会議(International Conference on Quality in Official Statistics)」がストックホルムで開催された。さらにこの会議を継

承する形で 2004 年 5 月にドイツのマインツで「政府統計の品質と方法に関する欧州会議 (European Conference on Quality and Methodology in Official Statistics)」が開催され、その後統計の品質を中心テーマに掲げる専門家会議は隔年開催されることになっている。

このように、特に欧州を中心に統計の品質問題が近年クローズアップされてきたのには、Eurostat の政策が大きく影響している。すなわち Eurostat では統計の品質に関する定義を与え、それらについての品質評価方法マニュアルを策定し、EU 加盟各国の政府統計機関による評価の実施を資金ならびに方法論の両面でサポートしている [(9), (13), (15), (32), (33), (37)]。

(2) ビジネス・レジスターの品質評価についての国際的取り組み

ビジネス・レジスターの品質評価問題は、ビジネス・フレームに関する国際会議 (International Roundtable on Business Survey Frame) でもしばしば論じられており、1999 年のパリ会議そして 2000 年のニュージーランドでの会議においても主要なアジェンダとして取り上げられている [(31)]。

国際機関による取り組みとしては、国連欧州経済委員会 (UNECE) がビジネス・レジスターに関する隔年作業部会 (Biennial Work Session on Business Register) を組織 [(41)] しており、各国におけるビジネス・レジスターへの取り組みに関する情報交換の目的で各国の統計機関に対して照会票を送付^(注 32)した [(31)p. 31]。また UNECE では、Eurostat のビジネス・レジスター委員会と連携して、ビジネス・レジスターの品質問題を取り上げている [(31)p. 31]。Eurostat では、1994 年のビジネス・レジスターに関する EU 理事会規則の施行直後の 3 年間は各国におけるレジスターの立ち上げそれ自体に主たる政策的関心を置いていた。その後はレジスターの品質問題へと関心対象をシフトさせ、1997 年 6 月に加盟各国の政府統計機関との間で、品質問題への政策協議に入った [(23)p. 109]。さらに 2001 年からビジネス・レジスター委員会は、各国のビジネス・レジスターの品質に関する調査票を送付している [(31)]。この他にも Eurostat では、加盟各国が実施するビジネス・レジスターについての品質評価プロジェクトを資金面で援助することによって推進している。

(3) イギリスにおける IDBR の品質評価の試み

ONS では、独自予算ならびに Eurostat の資金援助により、積極的に IDBR の品質評価を実施している。ONS は、『白書』(*Building Trust in Statistics*) の中で、National Statistics Quality Review Programme によって政府統計を順次見直すことを掲げている [(31)p. 97]。この品質の評価には、個別統計だけでなく物価指数や SNA といった加工統計も含まれる。しかし、IDBR が企業統計さらには SNA などの統計作成の基盤をなすものであるだけに、統計の品質評価 5 カ年計画の最初の対象として選ばれることになった [(42)]。

ONS の BRU では、Eurostat の資金援助の下、1998 年に IDBR の品質評価調査 (Register Quality Survey : RQS) を実施した。その主な調査内容は、重複登録や非活動企業の削除ミスによる登録の過大評価、VAT と PAYE のマッチングに起因する登録の過小評価、産業分類の格付けの誤り、企業規模 (就業者、取引額) の把握ミス、企業構造の把握ミスなどである [(31)p. 32]。

IDBRに関する最初の包括的な品質評価は、サザンプトン大学の Phil Kokic と Ken Brewer の手になるもので、彼らは、標本抽出（特に標本の安定性）、重複登録の特定と処理、起業と廃業をめぐる問題、登録の更新などを主要な検討分野としてその評価を行っている〔(31)p. 139〕。2000年に第2回目の本格的な品質評価が行われた。プロジェクトはEurostatの資金的援助を受けて組織され、政府内外の IDBR の利用者、ONS の BRU および方法論グループさらにサザンプトン大学の専門家を交えて編成された。見直し作業は2000年6月に開始され、10月末に報告書” *NS Quality Assurance Review of the IDBR*” として取りまとめられ、同年6月の第6回 Government Statistical Service Methodology Conference でも報告されている〔(21)〕。

(4)IDBR の品質評価方法

ONS では、Eurostat の勧告等も考慮し、統計の質については国家統計行政施行規範 (National Statistics Code of Practice) にリンクさせた品質規定 (quality protocol) を作成している。そこでは、Relevance (適合性)、Accuracy (正確性)、Timeliness and Punctuality (速報性・時間厳守性)、Accessibility and Clarity (入手可能性・明確性)、Comparability (比較可能性)、Coherence (一貫性)、Completeness (完全性) を統計の品質評価に際しての関心領域としている〔(20)〕。なお、この他にも一般に統計の品質評価の関心領域として、Impartiality(公平性)、Sufficient explanation (説明の十分性)、Quality presentation(品質表示)、Transparency(透明性)、Cost/Economic efficiency (費用対経済効果) などがある〔(48)p. 83〕。

これらの関心領域に焦点を当て ONS では、作成される統計データに対するユーザーのニーズは何か、また提供されている統計がユーザーのニーズに合致したものであるかどうか、またその品質は十分なレベルであるかの検討を定期的に行っている。そこでは用いられている方法が適切かどうか、統計の作成方法は適切で原データの提供者の負担を正当化できるものであるか、費用対効果の面で改善の余地はないかなどが評価の対象となる〔(41)〕。

IDBR については、これらの品質関連分野を考慮し、①カバレッジ、②産業分類、従業者、取引額の正確性、③整合性、④情報の更新性、⑤連絡情報の利用可能性、⑥原情報と処理の正確性、⑦利用者に対するサービスの水準、⑧顧客満足度という8つの事項からなる指標を設け、品質の評価を行っている〔(41)〕。

(5)IDBR の品質評価作業と評価結果

上記の①カバレッジに関して、IDBR に零細自営業が含まれないことはすでに見た。これについては DTI の SBS が独自の推計^(注 33)を行っている。それによれば、これらの零細自営業は全企業数の約半数を占め、雇用総数の 7%、経済活動の 1%を占めるとされている〔(31)〕。

上記の②産業分類、従業者、取引額の正確性^(注 34)に関して、登録の過大評価は、廃業にもかかわらず登録閉鎖手続きがなされていないケースならびに重複登録に起因するものである。他方、過小評価については、マッチングに成功しなかった PAYE 登録企業が IDBR に含まれていないケースが考えられる。この点について BRU の RQS によれば、調査された

PAYE 登録企業のうち 1/3 が活動中で IDBR に登録されるべきであること、またそれが IDBR の全登録数の 0.9%に相当するという報告がなされている [(31)]。この他にも ARI その他の統計調査が該当企業の存在を確認できなかったため IDBR から当該報告単位が誤って削除されたケースも、IDBR の過小評価の原因と考えられる。しかし RQS でこのような企業が報告単位として復活したケースはほとんど報告されていない [(31)]。

雇用数に関して、IDBR と RQS の比較の乖離は 0.5%に過ぎず、両者に大きな差が報告されたのは少数事例であった。むしろ未記入について VAT 取引額からの補正(imputation)を行ったものについて、乖離は相対的に大であった [(31)p. 33]。また調査結果からは、IDBR 上の地域的単位の雇用数情報が陳腐化していることも報告されている。これは、これらがその後の AES や ARI でも調査対象となっておらず、約 10 年前の 1993 年に実施された雇用センサス Census of Employment の数字がその後更新されていないことによるものである [(31)p. 53]。

IDBR の正確性にとっての最大の問題は、産業分類である。分類格付けの誤りは、SIC92 の 2 桁分類レベルで、企業について 7%、雇用ベースでは 5%に達する [(24)]。特に 20 人未満の中小企業については、1/3 が産業分類上誤った格付けが行われている。これはそもそも HMCE から提供される分類情報、なかでも「その他のサービス業」、「他に分類されない企業」に問題があることが検証の結果判明している [(31)]。また別な調査によれば、2000 年初頭、PRODCOM 対象サンプルの産業分類の更新分を点検した結果によれば、報告単位の約 3%で製造業から非製造業への付け替えが適当と見られる事例が発見された [(31)p. 61 表 11 参照]。

⑧顧客満足度は **Relevance** (適合性) の要素の一部をなすものであるが、これに関して BRU では顧客満足度年次調査(Annual Customer Satisfaction Survey:ACSS)を実施し、IDBR のユーザーによる利用満足度の把握を行っている(資料 25)。また BRU では IDBR の品質評価作業の一貫として、ONS の組織内ユーザー、政府内の他省庁のユーザーそれに外部の一般ユーザー、さらには ONS に対して提出した IDBR による標本抽出や分析利用申請が認められなかった IDBR の潜在的利用者も含め、ユーザーニーズ調査を実施し、ニーズ把握を行っている [(41)]。

ONS の IDBR 評価結果報告書”*Review of the Inter-Departmental Business Register*”は、評価の結果を掲げている。そこでの結論は大要以下の通りである。すなわち、登録数の過大評価と過小評価は小さく、雇用数についても VAT 企業で記入漏れについて取引額から補正した場合を除き、雇用登録情報の品質は一般に良好であり、産業分類と地域的単位の雇用情報が陳腐化している企業構造情報に問題はあつたものの、IDBR の精度は全体として良好である、というのがそれである [(31)]。

なお、ONS は、Eurostat のビジネス・レジスター委員会 (Business Registers Committee) に対して、IDBR が零細規模の自営企業を十分な精度でカバーできていないとの報告を行っているが、これに対する委員会側の判定結果は、IDBR はビジネス・レジスターに関する理事会規則 (EEC) 2186/93 を完全に満足しているとのものであつた (注 35) (注 36) [(31)p. 74]。なお、同報告書には、品質評価結果を踏まえ、情報の品質、産業分類の更新、ARI の役割、複合企業の把握、カバレッジ、ONS からの提供情報のオンライン処理と点検、管理と連絡、前回調査での勧告の遂行状況の点検、に関する 29 項目からな

る IDBR 改善勧告が掲載されている [(31)pp. 5-13]。

V. ビジネス・レジスターの将来

イギリス国内に存在する企業、事業所等に関するデータ・ベースの中で最も包括的でも継続的に更新される IDBR については、各種調査に対する回答者である企業側の負担の軽減がその導入の主要な契機のひとつであった。この点で言えば、業務データの更なる活用により、IDBR を利用して新たな統計を作成することができ、それによって既存の調査さらには新規調査の実施に大体できる可能性を持っている。

他方、IDBR に対する利用ニーズの多様化、深化を受けて、IDBR それ自体の利用可能性の拡張という面では、まず第一に地域的単位に関する完全で正確かつ最新の情報を反映させることが求められている。IDBR が地域的単位に関する情報を保有していることは、IDBR の主たる情報源である VAT あるいは PAYE その他の業務資料にはない IDBR を他のビジネス・レジスターから区別する大きなメリットである。その意味でも、IDBR の今後の展開方向として、地域的単位に関する情報の一層の充実が求められるのも当然であろう。

第 2 に、IDBR の当面のもうひとつの展開方向として、地理情報の拡充がある。地域レベルでビジネス・データを利用可能とするためには、それぞれのレコードが地理情報コードを付与されていることが不可欠となる。このため BRU では、全ての統計単位に対して、地理照合システムコード (Geographic Referencing System Code : GRSC) を付加するための戦略を Geographic Referencing Strategy として ONS に対して提起している [(31)p. 26]。

イギリスでは、すでに ward レベル (EU の NUTS 地域分類のレベル 5 に相当) の IDBR 統計についてはウェブで提供されている。このような小地域ビジネスデータセットの整備は、同国の統計整備における重要な政策課題として設定されている。これについては、National Strategy for Neighbourhood Renewal のために設立された The Neighbourhood Statistical Service (NeSS) が、その推進母体となっている [(40)]。

さらに、企業等の把握における重複の排除、統一的な産業分類の採用、データの共有、および秘密保護という見地から、HMCE、Inland Revenue and the Contributions Agency (IRCA)、ONS、DTI (得に Small Business Service) など IDBR に行政データ等を提供している関係省庁では "Business Data Sharing Group" の創設を目指し、単一のビジネス・レジスターの開発に向けての議論が現在開始されている [(23)p. 3, (39)]。

(注1) European Union Regulation 2186/93 on the harmonisation of business registers for statistical purposes

(注2) 電話番号、電子メール、fax 番号およびテレックス宛名の登録への記載は任意となっている。

(注3) Council Regulation (EC) No 32297 of 17 February 1997 on Community Statistics

(注4) National Statistics Code of Practice

(注5) 旧中央統計局 CSO を引き継ぐロンドンのドルムンド・ゲートには統計局の管理部門と国民経済計算、研究部門があり、イングランド南部ハンプシャー州テッチフィールドにある旧人口センサス調査局 OPCS では、人口・住宅センサスその他の実査やデータリンケージ等の業務を行っている。人口動態統計はかつてのイングランド・ウェールズ登録局 GRO が置かれていたサウスポートの事務所が、また旧雇用省があったランコーンでは、労働力調査などの雇用関係の集計業務を所管している。

(注6) *Population Units in the Major Business Surveys*

(注7) これらの機関から ONS への行政資料の提供は、VAT 情報については VAT Act 1994, また PAYE 情報については Finance Act 1969 がその法的根拠となっている。

(注8) 「VAT グループ」: VAT 支払いのために届け出た同一経営からなる企業群。グループ内の 1 社がグループを代表 (representative member) して VAT を支払う。

(注9) <HMCE の統計活動>

HMCE は、VAT 登録の企業に関わる対非 EU 国貿易については関税資料、また EU 貿易については Intrastat survey から得られる VAT 登録番号、商品、取引額、所在地、相手国、数量、輸出入の別に関するデータ [(8)] を情報源として、海外貿易統計 Overseas Trade Statistics を作成している。

作成された貿易統計データは ONS に送られ国際収支表の作成に用いられるほか、貿易産業省 (Department of Trade and Industry: DTI) にも送られ、輸出促進行政や海外からの投資導入政策にも活用される。さらに HMCE は、作成した貿易統計データを Eurostat や European Central Bank にも提供している [(8)]。

(注 10) なお新規登録の際に HMCE は申請様式に企業から向こう 12 ヶ月間の取引予定額についての報告を求めるが、これは当該企業の登録が義務的であるかあるいは任意登録のカテゴリーに属するかを判定するために使用されるもので確定的な数字ではない。他方、既登録企業から四半期ベースで報告を受ける取引額は、過去の実績数値である [(23)p.44]。

(注 11) このうち A. 農林業、B. 漁業のカバレッジは高くない [(12)p.10]。

(注 12) DTI の中小企業課 (SME Unit) が毎年 7 月現在で作成している中小企業統計によれば、370 万社のうち 250 万社は雇用者ゼロの自営企業である [(44)]。

(注 13) 中央銀行業、その他の金融仲介業、義務的社会保障を除く保険および年金基金、金融仲介に対する補助的活動、行政および防衛、義務的社会保障、教育、健康および社会福祉、下水および廃棄物処理および衛生等の活動、他に分類されない団体組織、賭博、葬儀および関連サービス、雇い人のいる個人世帯、領土外の組織や機関は、VAT の適用除外業種となっている [(12)p.11]。

(注 14) *Review of the Inter-Departmental Business Register*

(注 15) 付加価値が利用できない場合には雇用数を使用し、またいずれも使用できない場合には、活動分野別の取引額によって産業格付けが行われる [(12)p.7]。

(注 16) PAYE から四半期ごとに報告される雇用数データの年平均の数値が以下の式を満足しない企業が、ARI の調査対象となる [(31)p.48]。

$$\frac{\text{PAYEによる雇用数} + 20}{3} \leq \text{IDBRによる雇用者数} + 20 \leq 3(\text{PAYEによる雇用数} + 20)$$

(注 17) IDBR 上で複数の地域的単位を有する企業を”proven“、また単一事業所企業は”unproven”企業といわれる。

(注 18) グレート・ブリテンについては、VAT や PAYE 情報に基づき 20 人以上、また北アイルランドについては 10 人以上の雇用者を持つと推計される新規登録企業に対して”proving”のために照会票が発送され、企業確認が行われる。

(注 19) 現行の ARI では「他企業への地域的単位の売却の有無」を調べており、売却された地域的単位については IDBR から削除される。しかし他方、購入された単位については調査していないという問題は残っている[(31)p.55]。

(注 20) 現行 ARI では、約 150 万の企業(雇用全体の約 1/5)が調査対象外となっていることから、特に小規模企業の地域的単位に関する情報を更新する目的で、10 年ローリング方式でのビジネス・センサスが構想されている[(31)]。

(注 21) ONS 以外の IDBR の主要ユーザー省庁としては、Department of Trade and Industry(DTI)、Department of Enterprise and Investment(DETI-NI)、Department of the Environment, Transport and the Regions (DETR)、Department of Finance and Personnel (DFP-NI)、Department for the Environment, Food, and Rural Affairs(DEFRA)、Department for Work and Pensions(DWP)などがある。

(注 22) 北アイルランドの地方自治体は、法の規制により、IDBR の使用と個別企業の具体的情報へのアクセスはできない[(10)]。

(注 23) 公開のための検証済みの分析結果や刊行物(Web 提供も含め)の利用。

(注 24) 20 未満の雇用数、取引額については一括、また他の数値も直近の 5 ないし 10 にまとめられている[(20)]。

(注 25) Deregulation and Contracting Out Act 1994 に基づく契約事業者

(注 26) 企業動態指標として考えられているものとしては、

稼働企業の時系列変化、稼働企業に対する新規誕生企業の割合、新規誕生企業の雇用や取引額への影響度、新規誕生企業の存続率、新規誕生企業におけるその後の雇用拡大、稼働企業に対する企業の消滅率、消滅企業の雇用喪失への影響度、などがある[(40)]。

(注 27) バークレイ銀行も開設、閉鎖される企業の銀行口座をモニターすることで企業存続率を作成しているが、IDBR から算定された存続率とは次のような理由から一致しない。HMCE が登録閉鎖を承認した後も税金の支払いが完了するまで数ヶ月間にわたって口座は維持されることから、IDBR と口座閉鎖情報との間にタイムラグが存在する。また、銀行の銀行口座資料には VAT 登録対象外の課税限度額未満の企業も含まれる。これらの企業の生存率は VAT 登録対象企業に比べ短い傾向にあるため、IDBR による存続率よりもバークレイ銀行のそれの方が低い[(35)]。

(注 28) なお、HMCE その他の政府機関も保有する業務情報に基づく企業情報を断片的にはあるが提供している。まず HMCE では、VAT 登録データに基づき毎年の VAT 業者の登録件数、登録閉鎖件数、年初の VAT 登録業者総数を産業大分類および地域別に作成している。なおこれらについては 1980 年以降の時系列データとしても提供されているが、1991 年と 1993 年に VAT 登録対象範囲が大幅に拡充されたため、厳密な時系列データとしては接続上その利用に問題がある[(45)]。また法人会議所も登録情報に基づくデータと分析結果を提供しているが、カバレッジやデータ更新などの点で IDBR の方が優れている。

(注 29) このうち①には、IDBR による雇用規模別企業数、取引高の他に独自に作成された IDBR

非登録企業に関する各種推計値も収録されており、これらはイギリスの企業全体に関する包括的なデータとなっている。また②には、1980年以降の産業別、地域別の新規登録企業、閉鎖企業数の時系列値が収録されている。ただし1993年にVAT適用事業者の下限が大幅に引き上げられたため、1993年と94年間の接続性に問題がある〔(40)〕。

(注30) The Statistics of Trade and Employment Order

(注31) 全ての数字の直近の5(あるいは0)への丸め、雇用数、雇用者数、取引額が20未満の数値の場合、数値を削除〔(10)〕。なお、この他に、雇用数あるいは取引額の欠損値については、比率による補正(imputation)が行われている〔(19)〕。

(注32) しかしこれについては予算上の制約からその後は更新されていない。

(注33) SBSによる推計方法は、以下のとおりである。

step1: IDBR上の事業主経営者(working proprietors)数を労働力調査の自営業数と比較し、内国歳入庁の個人所得調査(Survey of Personal Incomes)データとクロスチェックし、登録漏れとなっている者の数を推計。

step2: 単独事業主(sole proprietors)と共同事業主(partnership)情報を用いて事業主経営者の数を企業数に換算し、IDBRの1人当たり取引額を用いて取引総額を推計。その際には登録漏れとなっている各企業の雇用者数はゼロと仮定。

(注34) これについては、BRUも1999年に精度評価のための独自調査を実施し、その後も登録メンテナンス年次調査(Annual Register Maintenance Survey)によってその把握を行っている〔(20)〕。

(注35) ONSによるIDBR評価結果報告書には、EU加盟各国におけるビジネス・レジスターの特性比較一覧資料が掲載されている〔(31)p.29表4参照〕。

(注36) 現時点では、イギリスとオランダがEUにおけるビジネス・レジスターにおいて最も先進的であるとされている〔(31)〕。

【略号一覧】

ABI	Annual Business Inquiry
ACSS	Annual Customer Satisfaction Survey
AES	Annual Employment Survey
AFDI	Annual Foreign Direct Investment Survey
ARD	Annual Respondents Database
ARI	Annual Register Inquiry
ARS	Annual Register Survey
BDD	Business Data Division
BERD	Business Enterprise R&D Survey
BPT	Business Profiling Team
BRC	Business Registers Committee
BRU	Business Register Unit
BRWG	Business Register Working Group
BSO	Business Statistics Office

BST	Business Structures Team
BTI	British Trade International
CBD	Comprehensive Business Directory
CBU	Complex Business Unit
CH	Companies House
CIS	Community Innovation Survey
CISAF	Construction Industry Statistics Address File
CLAMOUR	CLAssifications MOdellinig and Utilities Research
DANI	Department of Agriculture for Northern Ireland
DED	Department of Economic Development
DETER	Department of the Environment, Transport and the Regions
DETI-NI	Department of Enterprise, Trade and Investment Northern Ireland
DOSME	Demography of Small and Medium Sized Enterprises
DTI	Department of Trade and Industry
DVU	Data Validation Unit
eCS	e-Commerce Survey
GRSC	Geographic Referencing System Code
HMCE	Her Majesties Custom and Excise
IAOS	International Association for Official Statistics
IDB	Industrial Development Board
IDBR	Inter-Departmental Business Register
IRCA	Inland Revenue and the Contributions Agency
IRRC	Investor Responsibility Research Center
ISI	International Statistical Institute
KAU	kind of activity unit
MAFF	Ministry of Agriculture, Fisheries and Food
MRP	Microdata Release Panel
NACE	Nomenclature générale des activités économiques dans les Communautés européennes
NES	New Earnings Survey
NSIs	National Statistical Institutes
PAYE	Pay As You Earn
PRODCOM	Products of the European Community
RQS	Register Quality Survey
RRC	Regional Registration Centre
SASD	Surveys and Administrative Sources Directorate
SBS	Small Business Service
SIC	Standard Industrial Classification
SPC	Statistical Programme Committee
SRB	Statistical Research Branch

STC	Summary Trade Classification
TCN	Trade Classification Number
TURN	Trader's Unique Reference Number
VAT	Value Added Tax
VTC	VAT Trade Classification

[参考文献]

- (1) Access to ONS Microdata-About National Statistics-Publishing releases of ONS microdata www.census2001.gov.uk/about/NS_ONS/ONS_microdata_release.asp
- (2) Andrew Allen, Developments in the United Kingdom's International Trade in Services Statistics
www4.statcan.ca/english/voorborg/1996%20newport/papaers/008020.pdf
- (3) Businesses Registered for VAT in Tyne & Wear 2000, February 2002
- (4) COUNCIL REGULATION(EEC)No 2186/93 of 22 July 1993 on Community co-ordination in drawing up business registers for statistical purposes forum.europa.eu.int/irc/dsis/bmethods/info/data/new/legislation/busreg.html
- (5) COUNCIL REGULATION(EC) No 322/97 of 17 February 1997 on Community Statistics, (総務庁統計局統計基準部国際統計課訳「共同体統計に関する 1997 年 2 月 17 日付け理事会規則 (EC) 322/97」『諸外国における統計の制度と運営』(その 20) 平成 8 年 3 月)
- (6) COMMISSION DECISION (EC) No 281/97 of 21 April 1997 on the role of Eurostat as regards the production of Community statistics, (総務庁統計局統計基準部国際統計課訳「共同体統計の作成に關しての Eurostat の役割に關する 1997 年 4 月 21 日付け委員会決定 (EC) No 281/97」『諸外国における統計の制度と運営』(その 21) 平成 10 年 3 月)
- (7) Dan Hedlin, Trevor Fenton, John W. McDonald, Mark Pont and Suojin Wang, Estimating the Undercoverage of a Sampling Frame due to Reporting Delays, SSRC Methodology Working Paper M03/08
- (8) Data sharing and matching and confidentiality: Ongoing attempts by DTI and Customs & Excise to merge trade in goods data with the IDBR
www.statistics.gov.uk/methods_quality/gss_method_conf_2002/downloads/Data_sharing_and_matching_and_confidentiality.doc
- (9) *Definition of Quality in Statistics*, (Eurostat/A4/Quality/98/General/Definition)
『統計における品質の定義』『統計研究参考資料』No.61、1999.12
- (10) DETI, Facts and Figures from the Inter Departmental Business Register(IDBR) edition 4, May 2002, A National Statistics Publication
- (11) DTI Statistics Homepage www.set4women.gov.uk/statistics/
- (12) Eurostat, Short-Term Business Statistics-national Methodologies
www.forum.europa.eu.int/irc/dsis/bmethods/info/data/new/uk.doc

- (13) Eurostat Sub-group, *Quality of Norms: Final Report* 『規範の品質：最終報告書』
『統計研究参考資料』 No.61、1999.12
- (14) Felix Ritchie, Business Data Linking-Recent Experience, Workshop on Improving
Statistics on SMEs and Entrepreneurship, OECD, Paris, 17-19 September 2003
- (15) *Glossary on Quality of Statistics*, (Eurostat/A4/Quality/98/General/Glossary)
『統計の品質に関する用語説明』『統計研究参考資料』 No.61、1999.12
- (16) Guidance on Mapping Social Enterprise, Appendix 5: Wider Literature Review
www.dti.gov.uk/socialenterprise/pdfs/appen5.pdf
- (17) HM Customs and Excise Annual Report 2001-2002 Tables and Statistics
www.hmce.gov.uk/about/reports/ann-report-stats.htm
- (18) The IDBR-Inter-Departmental Business Register; a key survey source
www.statistics.gov.uk/cci/nugget.asp?id=195
- (19) Inter Departmental Business Register [www.statistics.gov.uk/STATBASE/
Source.asp?vlnk=347&More=Y](http://www.statistics.gov.uk/STATBASE/Source.asp?vlnk=347&More=Y)
- (20) John Perry and Steve Vale, Dissemination of Information on Business Registers
in the UK, Joint UNECE/Eurostat Seminar on Business Registers, Luxembourg, June
25-26, 2003
- (21) Mark Pont, John Perry and Ruth Studley, Assuring and Measuring the Quality of
the Inter-Departmental Business Register, 6th Government Statistical Service
Methodology Conference, 2001 –“Quality and Methodology in National Statistics”,
London, 25 June 2001
- (22) Markus Gintas Šova and Pete Brodie, Issues Affecting Sample Allocation for the
UK E-Commerce Survey www.std.it/palangasampling/TEZES/Sova.doc
- (23) Michael Prestwood, Progress Report, 12th International Roundtable on Business
Survey Frames, Helsinki, 28 September-2 October
www.stat.fi/roundtable.seprgbr.html
- (24) Michael Prestwood, Progress Report, 15th International Roundtable on Business
Survey Frames, Washington, D.C. October 22-26, 2001
- (25) National Statistics: Agriculture, Fishing and Forestry Theme Working Group,
Review of Forestry Statistics
[www.7stanes.gov.uk/website/Pdf.nsf/pdf/Pid.pdf/\\$FILE/Pid.pdf](http://www.7stanes.gov.uk/website/Pdf.nsf/pdf/Pid.pdf/$FILE/Pid.pdf)
- (26) National Statistics Online-Browse by theme-Company deregistrations
www.statistics.gov.uk/CCI/nscl.asp?ID=5356
- (27) National Statistics Online-Inter-Departmental Business Register(IDBR)
www.statistics.gov.uk/idbr/idbr.asp
- (28) National Statistics Online-Product-Business Start-ups and Closures
www.statistics.gov.uk/STATBASE/Product.asp?vlnk=1691&More=Y
- (29) National Statistics Quality Review No.19: Review of Forestry Statistics
[www.7stanes.gov.uk/website/Pdf.nsf/implementation.pdf/\\$FILE/implementation.pdf](http://www.7stanes.gov.uk/website/Pdf.nsf/implementation.pdf/$FILE/implementation.pdf)
- (30) National Statistics Quality Review-Review of the Inter-Departmental Business

- Register, comment by the Director of Economic Statistics, www.governmentstatistics.co.uk/methods_quality/quality_review/downloads/IDBR_Review_April2001_Letter.pdf
- (31) ONS, Review of the Inter-Departmental Business Register, National Statistics Quality Review Series, Report No.2, 2001
- (32) Raoul Depoutot, “Quality of Statistical Output in an International Statistical Organization”, paper presented at the 1998 IASS/IAOS Joint Conference, Aiguascalientes, Mexico 「国際統計機関の統計生産物の品質」『統計研究参考資料』No.61、1999.12
- (33) Raoul Depoutot, “Quality of Statistical Norms”, paper presented at the conference New Tools and Technology for Statistics 98, Sorrento, Italy, 4-6/11/1998 「統計規範の品質」『統計研究参考資料』No.61、1999.12
- (34) The Relationship between the units used in the Model Survey and the Codes used in the Methodological Manual, 総務庁統計局統計基準部国際統計課訳「サービス企業に関する Eurostat 統計方法論マニュアル (抜粋)」『諸外国における統計の制度と運営』(その21) 平成8年3月
- (35) Research and Statistics www.sbs.gov.uk/analytical/
- (36) Standard Analysis from the IDBR-Samples(disclosive data)
www.census2001.gov.uk/idbr/sample.asp
- (37) *Standard Quality Report*, (Eurostat/A4/Quality/98/General/Standard Report/ Proposal) 『統計の品質についての標準報告書』『統計研究参考資料』No.61、1999.12
- (38) Statistical Press Release No.03/111, Business start-ups and closures:VAT registrations and de-registrations in 2002, 21 October 2003
- (39) Steve Vale, Progress Report, 17th International Roundtable on Business Survey Frames, Rome, October 27-31,2003
- (40) Steve Vale and Clare Powell, Developments in Business Demography- Reconciling Conflicting Demands
- (41) Steve Vale, John Perry and Mark Pont, Developing a Quality Strategy for Business Registers a UK Perspective
- (42) Steven Vale and Mike Villars, Matching Records Without a Common Identifier-the UK Experience
- (43) Survey Strategy-ABI2 2001
- (44) UK Business Universe Information www.sampleanswers.com/de/binfuk.asp
www.statistics.gov.uk/events/CEAD/abstracts/downloads/vale.pdf
- (45) VAT Statistics www.sbs.gov.uk/analytical/statistics/vatstats.php
- (46) www.nics.gov.uk/statsres/IDBR/1999_edition.doc
- (47) www.wefo.wales.gov.uk/download/obj-1/monitorcomm/3002-03-18-pdf/s3-priority-1.pdf
- (48) 伊藤陽一「統計の品質(統計の真実性と関連諸要因) —最近の国際的論議を参考に—」『統計研究参考資料』No.61、1999.12
- (49) 総務庁統計局統計基準部国際統計課訳「企業統計」『諸外国における統計の制度と運

営』(その15)平成2年3月

(50) 総務庁統計局統計基準部国際統計課訳「ヨーロッパ共同体の統計プログラム」『諸外国における統計の制度と運営』(その15)平成2年3月

(51) 高橋雅夫「ニュージーランドのビジネス・フレーム」『統計情報』2001年5月

統計目的のためのビジネス・レジスター構築における共同体の調整に関する 1993 年 7 月 22 日付け理事会規則 (EEC) No.2186/93

(広報 No L 196, 1993 年 8 月 5 日)

欧州連合理事会は、

ヨーロッパ経済共同体 (EEC) 創設の協定、とりわけその第 213 条を考慮し、また

欧州委員会からの提案を考慮し、

共同体の要請に応えるため、単一市場が統計の比較可能性改善の必要を増すことから、またその改善を実現するために、企業その他の関係する統計単位をカバーする共通の定義や記述が採用されるために、また

これらの単位に関する情報の収集が出来るようにレジスターが構築され更新できるように、また

現行の共同体統計が充足できていない企業構造の情報への需要の拡大があることから、また

統計目的でのビジネス・レジスターが、合弁事業、共同経営、企業買収、企業合併、それに乗っ取りといった行為が経済にもたらす構造的変化を追跡するために必要な手段であることから、また

加盟各国の国民経済の公的企業が演じる重要な役割が、特に欧州委員会命令 80/723/EEC⁽¹⁾ の第 2 条がそのような事業を承認していることから、従って、これらの事業がビジネス・レジスターに含められるべきであることから、また

統計目的でのレジスターが存在しないことから、特に零細および中規模企業 (SMEs) が多いサービスのような部門でいくつかの統計が現在利用できないことから、また

ビジネス・レジスターが、特に勧告 90/246/EEC⁽²⁾ に従い、とりわけ中小企業について、既存の行政ならびに法的登録の情報を活用することによって企業についての増大する情報の需要と彼らの事務的負担の軽減との調和をはかるひとつの要素であることから、

統計目的のためのビジネス・レジスターは、企業に関する情報の体系の基本的要素を構成し、標本抽出の基礎を与えることにより統計調査の体系化、調整を可能にし、推定を可能

にし、企業、とりわけ命令 78/660/EEC⁽³⁾ および 83/349/EEC⁽⁴⁾ が対象とする企業からの報告を点検する手段となることから、また

加盟各国間の財貨およびサービス貿易についての新たな統計収集方式の創設が、情報提供者の登録を必要とすることから、また情報提供者の登録を統計目的で使用される企業についての中央登録から抽出することが望ましいことから、また

統計目的でのビジネス・レジスターが、加盟各国の発展段階に違いがあることから、また長くしかも多額の費用を要する登録の作成は、2段階でのみ実現することができ、その第一段階では、所期の日程に従って、各登録の中での基本的単位の調和をはかる必要があることから、

本規則を採択した。

第1条

目的

加盟各国は、統計目的のために、以下の各条文に明記された定義ならびに scope(範囲?) のひとつないしそれ以上の統一的な登録を創設しなければならない。

第2条

定義

第1項 この規則において、

(a) 「法的単位」とは、規則(EEC)No696/93⁽⁵⁾ の付属書II A.3 にいう法的単位を意味する

(b) 「企業」とは、当該規則の付属書III A にいう企業を意味する。

以下、企業と法的単位の間関係は、下記のように表記する。

－企業はひとつないしそれ以上の法的単位に関係付けられ、また

－法的単位は企業に対して責任を負う。

(c) 「地域的単位」は、規則(EEC)No696/93 の付属書III F にいう地域的単位をいう。

以下、地域的単位と企業の関係は下記のように表記する。

－地域的単位は、ひとつの企業に従属する。

第2項 この規則は、全面的にあるいは部分的に生産活動を遂行する単位にのみ適用される。

第3条

範囲

第1項 第2条の定義を受け、また本条に規定された限定に従い、登録は以下の事項を含むものとする。

- －市場価格で国内総生産（GDP）に貢献する経済活動を営む全ての企業
- －これらの企業に責任を負う法的単位
- －これらの企業に従属する地域的単位

しかしながら、これらの要件は、下記の世帯には適用されないものとする。

- －生産される財貨が自家消費用である世帯
- －生産するサービスが自ら所有する財産あるいは賃借財産の賃貸しである場合（規則（EEC）No3037/90⁽⁶⁾に規定された欧州共同体経済活動統計分類（NACE Rev.1）の70.2に該当）

次のものを含めるかどうかは任意とする。

- －主たる活動がNACE Rev.1のA、B、およびLに該当する企業
- －これらの企業に責任を負う法的単位
- －これらの企業に従属する地域的単位

加盟各国にとって統計的に重要性を持たない小規模企業をどの範囲で登録に含めるかは、第9条に規定した方法によって決定するものとする。

第2項 第1項の企業、法的単位、地域的単位については、付属書Iに示されている日程表に従って登録を行うものとする。

第3項 法的単位について、当該単位の情報全内容が企業登録情報に含まれている場合は、その別掲は任意とする。

このような登録方式の採用は、第9条に規定された方法に従うものとする。

第4条

登録事項

登録に収録される単位については、識別番号並びに付属書IIに規定した登録記載事項によって特徴づけるものとする。

第5条

更新

第1項 下記のものについては、最低、年1回更新するものとする。

(a)登録への追加および削除

(b)付属書II（1）の(b)および(f)に記載された事項

(c)年次調査の対象単位で付属書Ⅱ(3)の(b)、(c)、(d)、(e)および(h)に記載された事項が調査事項として含まれる場合

原則として、行政ファイルあるいは年次調査得られる情報については毎年、それら以外の情報については4年に一度更新するものとする。

第2項 毎暦年、加盟各国は第1四半期の末にその時点現在の登録を作成し、それを分析のために10年間保管するものとする。

第6条

情報へのアクセス

欧州委員会からの要請がある場合、第9条に規定された委員会の意見聴取のうえ、加盟各国は、統計上の秘密保護に関する各国の法規ないし慣行に従い加盟各国が秘密扱いと宣言したデータを含め、登録に関する統計分析を実施し、欧州共同体統計局への統計上秘匿とされるデータの提出に関わる1990年6月11日付け理事会規則(Euratom, EEC) No1588/90⁽⁷⁾に従い、その結果を提出するものとする。

第7条

行政的あるいは法的登録へのアクセス

各国の統計機関は、当該領土上で作成される行政ないし法的ファイルに含まれるこの規則に関わる情報を、統計目的のために各国の法令が定める条件に従い収集する権限を有するものとする。

第8条

実施規則

第3、4、5および6条ならびに付属書ⅠおよびⅡの実施のための規則、ならびにこれらの規則の適用上必要な措置および第3、4、5条ならびにこれら付属書に関するいかなる免除についても、第9条規定された手続きに従って採用されるものとする。

第9条

手続き

第1項 欧州委員会の代表は、採用すべき方策案を、決定89/382/EEC/Euratom⁽⁸⁾に掲げられた統計プログラム委員会に提出するものとする。委員会は、議長が案件の緊急度に応じて設定した期限までにその案に対する見解を伝えねばならない。委員会は、欧州委員会からの提案に対する理事会決定に関する協定第148条(2)に規定された多数決による見

解を伝えるものとする。委員会における加盟各国の代表者の投票は、この条項に明記された方法によって加重されるものとする。議長は投票してはならない。

第 2 項(a) 欧州委員会は、緊急に適用される措置を採択するものとする。

(b) ただし、これらの措置が委員会の見解と合致したものでない場合には、欧州委員会によって直ちに理事会に内容を伝えるものとする。その場合には、欧州議会は、伝達から 3 ヶ月間、決定した措置の適用を延期するものとする。

有資格者の過半数で職務を行う理事会は、前項に規定された期限内に異なった決定を行うことができる。

第 10 条

欧州委員会報告

この規則の採択日から 4 年以内に欧州委員会は理事会に対して、この規則の実施に関わる報告ならびにその間の経験を踏まえた適当な提言と共に欧州議会に対して提出するものとする。

第 11 条

この規則は、欧州共同体公報発表後 20 日に施行されるものとする。

この規則は、総体として効力を有し、全加盟国において直接適用されるものとする。

1993 年 7 月 22 日、ブリュッセルにて

理事会

議長

M.OFFECIERS-VAN DE WIELE

[注]

(1) 加盟各国間の財政的関係の透明性と公的企業に関する 1980 年 6 月 25 日付け欧州委員会命令 80/723/EEC (公報 No L 195, 1980 年 7 月 29 日 35 頁)。命令 85/413/EEC (公報 No L 229, 1985 年 8 月 28 日 20 頁)により改正

(2) 加盟各国における中小企業のための業務簡素化政策の実施に関する 1990 年 5 月 28 日付けの理事会勧告 90/246/EEC (公報 No L 141, 1990 年 6 月 2 日 55 頁)

(3) ある種の企業の年次決算に関する協定第 54 条(3)(g)に基づく 1978 年 7 月 25 日付けの第 4 次理事会命令 78/660/EEC (公報 No L 222, 1978 年 8 月 14 日 11 頁)。命令 90/605/EEC (公報 No L 317, 1990 年 11 月 16 日 60 頁)により最終改正。

(4) 連結決算に関する協定第 54 条(3)(g)に基づく 1983 年 6 月 13 日付けの第 7 次理事会命令 83/349/EEC (公報 No L 193, 1983 年 7 月 18 日 1 頁)。命令 90/605/EEC (公報 No L 317, 1990 年 11 月 16 日 60 頁)により最終改正。

(5) 共同体における生産システムの観察および分析のための統計単位に関する 1993 年 3 月 15 日付けの理事会規則(EEC)No 696/93 (公報 No L 76, 1993 年 3 月 30 日 1 頁)

(6) 公報 No L 293, 1990 年 10 月 24 日 1 頁

(7) 公報 No L 151, 1990 年 6 月 15 日 1 頁

(8) 公報 No L 181, 1989 年 6 月 28 日 1 頁

付属書 I

登録のための日程表

第 2 条に規定され第 3 条に従って登録される企業は、1996 年 1 月 1 日までに登録に掲載されること。法的単位と地域的単位については、1 年の猶予が認められるものとする。

付属書 II

識別番号と登録記載事項

第 1 項 法的単位の登録には、下記の情報を含むものとする。

(a) 識別番号

(b) 名称、所在地 (郵便コードを含む)。任意記載事項: 電話番号、電子メール、fax 番号およびテレックス宛名

(c) 法的単位にとっての年次決算公刊義務の有無

(d) 法人格取得日あるいは経営者としての自然人の公的承認日

(e) 法的単位が企業に対して法的責任を停止した日

(f) 単位の法的形態

(g) 法的単位を管理する自然人を以外の非居住の法的単位の名称および所在地 (任意記載)

(h) 法的単位 を管理する登録中の法的単位の識別番号 (任意記載)

(i) 法的単位が、欧州委員会命令 80/723/EEC⁽¹⁾ における「公的企業」的性格を持つかどうか (法人のみ)

(j) 税関ファイルを含め、法的単位が記録されかつ統計目的で使用できる情報を含む他の関連するファイルへの照合情報

(k) 加盟国の間の貿易に関する統計についての 1991 年 11 月 7 日付け理事会規則 (EEC)No 3330/91⁽²⁾ に従って作成された域内事業者登録に対する照合情報

第 2 項 地域的単位についての記録は以下の情報を含むものとする。

(a) 識別番号

(b) 名称、所在地および本付属書第 1 項(b)に記載されたその他の識別情報

- (c) NACE Rev.1 の 4 桁分類（レベル）の事業コード
- (d) 副次的事業がある場合には、NACE Rev.1 の 4 桁分類（任意記載）
- (e) 本付属書第 3 項(e)記載の労働力の規模
- (f) (c)で与えられているコードでの活動開始日
- (g) 活動の最終停止日
- (h) 地域コード（地方単位）
- (i) 地域的単位が掲載されしかも統計目的で利用可能な情報を含む関連登録に対する照合情報
- (j) 地域的単位が属する企業登録識別番号
- (k) 地域的単位において所属する企業の補助的事業活動の有無

第 3 項 企業についての記録は以下の情報を含むものとする。

- (a) 識別番号
- (b) 企業に対して法的に責任を負う各地域的単位の識別番号
- (c) 企業の主たる事業あるいは全事業に該当する NACE Rev.1 の 4 桁分類（レベル）の事業コード
- (d) 副次的事業がそれぞれ要素価格で総付加価値の 10%に達するかあるいはこの種の一国の活動の 5%を超える場合、NACE Rev.1 の 4 桁分類。この点は、調査対象企業のみ。
- (e) 従業者数による企業規模。あるいはそれが得られない場合は従業者数による以下の規模区分の一つ
0 ; 1 ; 2 ; 3~4 ; 5~9 ; 10~19 ; 20~49 ; 50~99 ; 100~149 ; 150~199 ; 200~249 ; 250~499 ; 500~999 ; 1000 ; 1000 以上（1000 人単位で記載）
- (f) 企業の活動開始日
- (g) 企業活動の最終的停止日
- (h) 財貨およびサービスの純取引高（金融仲介業者を除く）。それが得られない場合には、以下の規模区分（単位 100 万ユーロ）による。
[0,1] ; [1,2] ; [2,4] ; [4,5] ; [5,10] ; [10,20] ; [20,40] ; [40,50] ; [50,100] ; [100,200] ; [200,500] ; [500,1000] ; [1000,5000] ; [5000 以上]（取引高が 200 万ユーロ以下については任意記載）
- (i) 純資産高（資産から減価償却マイナス負債を控除したもの－金融仲介業者だけは任意記載）

〔注〕

- (1) 公報 No L 195, 1980 年 7 月 29 日 35 頁
- (2) 公報 No L 316, 1991 年 11 月 16 日 1 頁。規則 (EEC) No 3046/92 (公報 No L 307, 1992 年 10 月 23 日 27 頁)により修正。

〔出所〕 [//forum.europa.eu.int/irc/dsis/bmethods/info/data/new/legislation/busreg.html](http://forum.europa.eu.int/irc/dsis/bmethods/info/data/new/legislation/busreg.html)

COUNCIL REGULATION (EEC) No 2186/93

of 22 July 1993

on Community co-ordination in drawing up business registers for statistical purposes

(OJ No L 196, 5.8.93)

THE COUNCIL OF THE EUROPEAN COMMUNITIES,

Having regard to the Treaty establishing the European Economic Community, and in particular Article 213 thereof,

Having regard to the proposal from the Commission,

Whereas the Single Market increases the need to improve statistical comparability in order to meet Community requirements; whereas, in order to achieve that improvement, common definitions and descriptions have to be adopted for enterprises and other relevant statistical units to be covered;

Whereas registers should be drawn up and updated in order to be able to collect information on these units;

Whereas there is a growing need for information on the structure of enterprises, a need which current Community statistics are not able to meet;

Whereas business registers for statistical purposes are a necessary tool in keeping track of the structural changes in the economy brought about by such operations as joint ventures, partnerships, buy-outs, mergers and takeovers;

Whereas the important role played by public undertakings in the national economies of the Member States has been acknowledged, particularly in Commission Directive 80/723/EEC [\(1\)](#), Article 2 of which also defines such undertakings; whereas they should therefore be identified in business registers;

Whereas some statistics are not currently available, particularly in sectors with many small and medium-sized enterprises (SMEs), such as services, because a register of these enterprises for statistical purposes does not exist;

Whereas business registers are one element in reconciling the conflicting requirements for increased information on enterprises and lightening their administrative burden, in particular by using existing information in administrative and legal registers, especially in the case of SMEs, pursuant to recommendation 90/246/EEC [\(2\)](#);

Whereas business registers for statistical purposes represent a basic element of systems of information on enterprises, making it possible to organize and coordinate statistical surveys by providing a sampling base, possibilities of extrapolation and means of monitoring the replies from enterprises, in particular those covered by Directives 78/660/EEC [\(3\)](#) and 83/349/EEC [\(4\)](#);

Whereas the setting-up of a new statistical collection system covering trade in goods and services between Member States necessitates a register of those persons required to give information; whereas it is desirable to derive that register of persons required to give information from a central register of enterprises used for statistical purposes;

Whereas the business registers for statistical purposes are at a different stage of development in each Member State; whereas the long and costly development of these registers can be carried out only in two stages, the first of which must relate to harmonization of the basic units in those registers in accordance with an established timetable,

HAS ADOPTED THIS REGULATION:

Article 1

Aims

Member States shall set up for statistical purposes one or more harmonized registers with the definitions and scope specified in the following Articles.

Article 2

Definitions

1. For the purposes of this Regulation:

(a) 'legal unit' shall mean a legal unit as defined in Section II.A.3 of the Annex to Regulation (EEC) No 696/93 [\(5\)](#);

(b) 'enterprise' shall mean an enterprise as defined in Section III.A of the Annex to that Regulation.

Hereinafter the connection between the enterprise and the legal unit shall be expressed as follows:

- the enterprise is attached to one or more legal units, and
- the legal unit is responsible for the enterprise;

(c) 'local unit' shall mean a local unit as defined in Section III.F of the Annex to Regulation (EEC) No 696/93.

Hereinafter the connection between the local unit and the enterprise shall be expressed as follows:

- the local unit is dependent on an enterprise.

2. This Regulation shall apply only to units which exercise wholly or partially a productive activity.

Article 3

Scope

1. In accordance with the definitions given in Article 2 and subject to the limitations specified in this Article, registers shall be compiled of:

- all enterprises carrying on economic activities contributing to the gross domestic product at market prices (GDP),
- the legal units responsible for those enterprises,

– the local units dependent on those enterprises.

This requirement shall not, however, apply to households:

– in so far as the goods they produce are for their own consumption,

– in so far as the services they produce involve the letting of own or leased property (group 70.2 of the statistical classification of economic activities in the European Community (NACE Rev. 1) established by Regulation (EEC) No 3037/90 [\(6\)](#)).

The inclusion of:

– enterprises the main activity of which falls within Section A, B or L of NACE Rev. 1,

– legal units responsible for them,

– local units dependent on them,

shall be optional.

The extent to which small enterprises of no statistical importance to the Member States are to be included on the registers shall be decided under the procedure laid down in Article 9.

2. The enterprises, legal units and local units referred to in paragraph 1 shall be registered in accordance with the timetable set out in Annex I.

3. Separate registration of legal units shall be optional, provided that the total content of information for such units is included in the register entry for enterprises.

The rules for such registration shall be adopted in accordance with the procedure laid down in Article 9.

Article 4

Register characteristics

The units listed in a register shall be characterized by an identity number and the descriptive details specified in Annex II.

Article 5

Updating

1. The following shall be updated at least once a year:

- (a) entries to, and removals from, the register;
- (b) the variables set out in points (b) and (f) of Annex II (1);
- (c) for units which are the subject of annual surveys, the variables set out in points (b), (c), (d), (e) and (h) of Annex II (3) in so far as those variables are included in the surveys.

As a general rule, information obtained from administrative files or annual surveys shall be updated annually, other information being updated every four years.

2. At the end of the first quarter of each calendar year, Member States shall make a copy of the register as it stands on that date and keep that copy for 10 years for the purpose of analysis.

Article 6

Access to information

When the Commission so requests, after obtaining the opinion of the Committee provided for in Article 9, Member States shall carry out statistical analyses of the registers and transmit the results, including the data declared confidential by the Member States pursuant to national legislation or practice concerning statistical confidentiality, in accordance with Council Regulation (Euratom, EEC) No 1588/90 of 11 June 1990 on the transmission of data subject to statistical confidentiality to the Statistical Office of the European Communities [\(7\)](#).

Article 7

Access to administrative or legal registers

Each national statistical institute shall be authorized to collect for statistical purposes information covered by this Regulation which is contained in the administrative or legal files compiled on its national territory, in accordance with the conditions determined by national law.

Article 8

Implementing rules

The rules for implementing Articles 3, 4, 5 and 6 and Annexes I and II, as well as the measures required to adapt those rules and any derogations from Articles 3, 4 and 5 or from the Annexes, shall be adopted in accordance with the procedure laid down in Article 9.

Article 9

Procedure

1. The Commission representative shall submit to the Statistical Programme Committee set up by Decision 89/382/EEC/Euratom (8) a draft of the measures to be adopted. The Committee shall deliver its opinion on that draft within a time limit which the chairman may lay down according to the urgency of the matter. The Committee shall deliver its opinion by the majority laid down in Article 148 (2) of the Treaty for the adoption of decisions which the Council is required to take on a proposal from the Commission. The votes of the representatives of the Member States within the Committee shall be weighted in the manner set out in that Article. The chairman shall not vote.

2. (a) The Commission shall adopt measures which shall apply immediately.

(b) However, if the measures are not in accordance with the opinion of the Committee, they shall be communicated by the Commission to the Council forthwith. In that event, the Commission shall defer application of the measures on which it has decided for three months from the date of such communication.

The Council, acting by a qualified majority, may take a different decision within the time limit laid down in the foregoing subparagraph.

Article 10

Commission report

Within four years of the date of adoption of this Regulation, the Commission shall submit a report to the Council on the implementation of the Regulation which may be accompanied by suitable proposals taking into account the experience gained.

Article 11

This Regulation shall enter into force on the 20th day following its publication in the Official Journal of the European Communities.

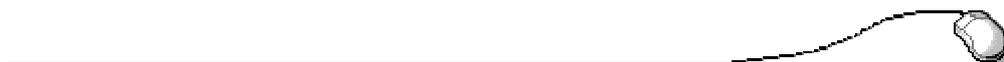
This Regulation shall be binding in its entirety and directly applicable in all Member States.

Done at Brussels, 22 July 1993.

For the Council

The President

M. OFFECIERS-VAN DE WIELE



- (1) Commission Directive 80/723/EEC of 25 June 1980 on the transparency of financial relations between Member States and public undertakings (OJ No L 195, 29.7.1980, p.35). Directive as amended by Directive 85/413/EEC (OJ No L 229, 28.8.1985, p.20). 
- (2) Council Recommendation 90/246/EEC of 28 May 1990 relating to the implementation of a policy of administrative simplification in favour of small and medium-sized enterprises in the Member States (OJ No L 141, 2.6.1990, p.55). 
- (3) Fourth Council Directive 78/660/EEC of 25 July 1978 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty on the annual accounts of certain types of companies (OJ No L 222, 14.8.1978, p.11). Directive as last amended by Directive 90/605/EEC (OJ No L 317, 16.11.1990, p.60). 
- (4) Seventh Council Directive 83/349/EEC of 13 June 1983 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty on consolidated accounts (OJ No L 193, 18.7.1983, p.1) Directive as last amended by Directive 90/605/EEC (OJ No L 317, 16.11.1990, p.60). 
- (5) Council Regulation (EEC) No 696/93 of 15 March 1993 on the statistical units for the observation and analysis of the production system in the Community (OJ No L 76, 30.3.1993, p.1). 
- (6) OJ No L 293, 24.10.1990, p.1. 
- (7) OJ No L 151, 15.6.1990, p.1. 
- (8) OJ No L 181, 28.6.1989, p.47. 

ANNEX I

Timetable for registration in the register

The enterprises defined in Article 2 and registered in conformity with Article 3 shall be entered in the register before 1 January 1996. Legal and local units shall be allowed an extra year.

ANNEX II

Identity number and descriptive details

1. The register entry of a legal unit shall contain the following information:

- (a) identity number;
- (b) name, address (including postcode), and optionally: telephone, electronic mail and fax numbers and telex address;
- (c) requirement for the legal unit to publish its annual accounts (Yes/No);
- (d) date of incorporation for legal persons or date of official recognition as an economic operator for natural persons;
- (e) date on which the legal unit ceases to be legally responsible for an enterprise;
- (f) legal form of the unit;
- (g) name and address of any non-resident legal unit, other than a natural person, which controls the legal unit (optional);
- (h) identity number of the legal unit in the register which controls the legal unit (optional);
- (i) character of 'public undertaking' of the legal unit within the meaning of Commission Directive 80/723/EEC [\(1\)](#) (Yes/No) (for legal persons only);
- (j) reference to other associated files, including customs files, in which the legal unit is recorded and which contain information which can be used for statistical purposes;
- (k) reference to the register of intra-Community operators drawn up in accordance with Council Regulation (EEC) No 3330/91 of 7 November 1991 on the statistical relating to the trading of goods between [\(2\)](#).

2. The record of a local unit shall contain the following information:

- (a) identity number;
- (b) name, address and other identifying information as set out in paragraph 1 (b) of this Annex;
- (c) activity code at the four-digit (class) level of NACE Rev. 1;
- (d) secondary activities, if any, at the four-digit level of NACE Rev. 1 (optional);

- (e) size of labour force, as indicated in paragraph 3 (e) of this Annex;
- (f) date of commencement of the activities the codes of which are given in (c);
- (g) date of final cessation of activities;
- (h) geographical location code (territorial units);
- (i) reference to associated registers in which the local unit appears and which contain information which can be used for statistical purposes;
- (j) identify number in the register of the enterprise on which the local unit is dependent;
- (k) activity carried out in the local unit constituting an ancillary activity of the enterprise on which it depends (Yes/No).

3. The record of an enterprise shall contain the following information:

- (a) identify number;
- (b) identity number(s) of the legal unit(s) legally responsible for the enterprise;
- (c) activity code of the enterprise at four-digit (class) level of NACE Rev. 1 in which the principal activity or all the activities of the enterprise is or are included;
- (d) secondary activities, if any, at NACE Rev. 1 four-digit level, if they amount to 10 % of the total for all activities of the gross value added at factor cost for each or account for 5 % or more of national activity of this type; this point concerns only enterprises which are the subject of surveys;
- (e) size: measured by the number of persons occupied or, failing that, by allocation to one of the following classes according to the number of persons occupied: 0; 1; 2; 3 to 4; 5 to 9; 10 to 19; 20 to 49; 50 to 99; 100 to 149; 150 to 199; 200 to 249; 250 to 499; 500 to 999; 1 000; above 1 000, the number of thousands;
- (f) date of commencement of activities of the enterprise;
- (g) date of final cessation of activities of the enterprise;
- (h) net turnover from sale of goods and services (except for financial intermediaires); falling that, allocation to a size class defined as follows (in millions of ecus): [0, 1]; [1, 2]; [2, 4]; [4, 5];

[5, 10]; [10, 20]; [20, 40]; [40, 50]; [50, 100]; [100, 200]; [200, 500]; [500, 1 000]; [1 000, 5 000];
5 000 + (optional for turnover not exceeding ECU 2 million);

(i) net assets (assets after allowing for depreciation less liabilities – financial intermediaries only (optional)).



(1) OJ No L 195, 29.7.1980, p.35 

(2) OJ No L 316, 16.11.1991, p.1 Regulation as amended by Regulation (EEC) No 3046/92 (OJ No L 307, 23.10.1992, p.27). 

統計研究参考資料(最近刊行分)

号数	タイトル	刊行年月日
72	ロシアのシャドーエコノミー	2001. 03. 30
73	生産関連統計の読み方	2001. 05. 25
74	民間設備投資関連指標の読み方	2001. 08. 10
75	ECE地域のジェンダー統計ウェブサイト	2001. 11. 26
76	業界統計	2001. 12. 01
77	韓日1995年産業別購買力平価の推計	2002. 01. 18
78	職安求職来訪者による「失業者」調査	2002. 03. 04
79	「統計」の品質をめぐる一翻訳と論文(2)	2002. 09. 17
80	インド統計制度の現状と課題(上)	2003. 03. 05
81	フランスの新人口センサス計画の動向	2003. 02. 25
82	鉱工業指数の読み方	2003. 05. 01
83	マイクロデータ利用による日英の雇用構造の比較研究	2003. 09. 20
84	設備投資関連指標から民間設備投資を読む	2003. 06. 20
85	中国31省市の競争力評価報告	2004. 02. 25

統計研究参考資料 No. 86

イギリスにおけるビジネス・レジスターについて

2004年 10月 1日

発行所 法政大学日本統計研究所
〒194-0298 東京都町田市相原町4342
Tel. 042-783-2325, 2326
Fax 042-783-2332
Email jsri@mt.tama.hosei.ac.jp

発行人 伊藤 陽一